中世末期のリューベックにおける市民闘争

服部良久

【要約】一四世紀末〜一五世紀初はドイツ国制史における都市の地位の転換期であり、それは同時に都市構造の変質期でもあったと思われる。いわゆるツンフト闘争は、この時期の都市の政治的、社会経済的な構造の変質に関わる極めて重大な事件であったにも拘らず、従来、かかる観点からその意義を充分に評価されることなく、中世都市史における逸話的事件たるに留められていたといっても過言ではない。本稿では、一四世紀末及び一五世紀初のリューベックにおける、手工業者、商人の市参事会に対する闘争を考察の対象とする。そして、この運動を、この時期の全般的な都市構造の変質から生ずる都市固有の矛盾に対する、広範な市民層の対応、即ちツンフト闘争ならぬ市民闘争として捉え、最終的に、都市構造史におけるひとつの転換期を示す事件であったことを明らかにしたい。

史林　五九巻三号　一九七六年五月

一、序

ヨーロッパ中世都市研究を大別すれば、成立史研究と発達史研究に分かれる。従来の研究は、H・ピレンヌ、H・プラーニッツ等の業績に代表される成立過程の究明に、重きが置かれていたと言えよう。この分野では今日も尚、考古学的成果を得たトポグラフィッシュな研究が盛んである。他方、都市の変質過程を捉える発達史研究は、相対的に軽視されてきたと言わねばならない。しかし、中世末期における都市の、自治権を含めた政治的力量の全般的な低下をおもうとき、その原因の一つとして、都市自体の構造的変質を看過すべきではないだろう。ドイツでは一五世紀初、いわゆるジギスムントの帝国改革計画において、帝国都市は、尚帝国権力の一支柱たるべく積極的な評価を与えられている。[①] だが、現実には

一四世紀末における都市戦争での敗北以来、[2]国制上の主導権は完全に領邦諸侯の掌中に帰し、都市は農民戦争から三〇年戦争へと、弱体化の一途を辿らざるを得なかった。即ち、大雑把に言えば一四、五世紀は国制史における都市の地位の転換期であった。そして、同時にそれは都市構造史における一つの転換期でもあったと思われるのである。都市発達史研究の課題は、第一に、一四、五世紀を境とする初期中世都市から後期中世都市への構造的な変化を捉えることにあると言えよう。

一四、五世紀、とりわけ一四世紀は「ツンフト闘争の古典時代」と言われるように、いわゆるツンフト闘争は、この時期に殆ど全ドイツ都市をおおった。この運動は、如上の論点よりして、都市構造の変質に関わる極めて重要な事件であったにも拘らず、不当に低く評価されてきた嫌がある。その原因は、従来の政治史、制度史としてのツンフト闘争史研究が、社会経済史を中心とする都市構造史研究から遊離しており、両者を統一的に把握することによってその意義を十分に評価するに至らなかったことにあると思われる。都市構造史に関しては、M・ヴェーバーが中世後期における都市社会の身分的分化の傾向を指摘し、[3]H・イェヒトが後期中世都市の階層的構造を明らかにして以来、[4]多くの研究者が、市民の階層分化を論じてきた。Th・マイヤー等の編集による『ヨーロッパ中世都市の社会構造研究』は、その到達点を示している。[5]しかし、そうした諸成果はいずれも、静態的な法制史、或いは、市民の財産的階層構成を中心とした単なる社会構成史の域を出るものではなかった。またツンフト闘争史では、一九五九年、E・マシュケが、ツンフト闘争＝手工業者による都市貴族打倒という古典的シェーマを否定し、現実の闘争では商人の指導力が大きかったこと、いわゆるツンフト体制においても商人は依然として支配者的地位にあったこと、闘争の成果は市政の参加範囲の拡大のみであり、決して革命的断絶を招来するものではなかったことなどを指摘しつつ、斬新な論を展開した。[6]最近では、R・ルターが、マシュケ説を前提として、政治体制としてのツンフト・デモクラシーの可能性を否定している。[7]しかし、そうしたマシュケの説も、支配者層の社会的範疇の変化の有無如何という皮相的な社会史の域を出るものではなかった。即ち、都市行政を、変動する都市

の経済構造に規定された現実的な機能において、動的に把握してゆくという視点を欠いているのである。以上の論点をふまえ、本稿では、都市の政治的、社会経済的な変質過程を把握し、その中にいわゆるツンフト闘争を位置づけること、換言すれば、変質過程に胚胎する都市固有の矛盾を剔出し、この運動をそれに対する都市民各層の対応として捉えることを課題とする。かかる観点からすれば、この運動は狭い意味におけるツンフト闘争ではなく、東独史家が述べるところの広範な市民を巻き込んだ「民衆運動」であり、市民闘争であったことが明らかとなろう。[8]

本稿では、ツンフト闘争に関しては従来殆ど研究の対象とならなかった、ハンザ都市リューベックを論ずる。予め論点を明示しておこう。ピレンヌをはじめとする都市研究者の多くは、ハンザ都市について次のように説く。ハンザ都市では、西南ドイツの都市における如き閉鎖的な都市貴族層の形成はなく、市参事会（以下ラートと記す）を構成する上層市民層への道は、絶えず新興商人にも開かれていた。即ち、都市の支配者層は常に溌溂とした現役商人によって構成され、開放的、流動的であり、その故に騒擾の原因となる如き社会矛盾は少なかった、と。[9] こうした説は、ハンザ都市民の社会的較差の少なさを説くH・ラインケ説に補強されつつ、A・v・ブラント、Ph・ドランジェ、E・ピッツへと、今日に至るまでほぼ無批判に継受されてきたのである。[10]

さて、かかる所説はなるほど初期のハンザ都市には妥当するものであった。リューベックでは、ラートを構成したのは、建設以来、市民的自治都市形成の過程で指導的役割を担ってきた遠隔地商人層であり、その社会的力は、第一に蓄積された豊かな商業利潤であった。それ故、商業活動から後退し、地代、金利生活者と化する者は急速に支配者層より脱落していったのである。従って商人層内部の支配者層の固定化は少なく、新陳代謝が活発であった。[11] それは当時の商業利潤の大きさを示すと同時に、ラート市政が第一に、現役商人層の利害に基づくものであったことを物語っている。

ピレンヌ等は、このような初期ハンザ都市の特質が中世末期まで維持されると説いたのである。しかし、ブラントを除いて、これに実証的な検討を加えた者はなかった。且つ、彼らの説はいずれも、「繁栄を続けるハンザ商業」を前提にし

ていたと言えよう。しかし、現実には、ハンザ商業は決して中世を通じて一貫した繁栄を続けたわけではなかった。一四世紀後半から一五世紀初には、K・フリッツェが「停滞傾向」と称した如き一つの転換期があったことは、屢々論じられてきたところである。⑫当初よりハンザ商業の基地たるべく建設されたハンザ都市の構造が、こうした商業の動向によって何らかの影響を受けたことは、想像に難くないところであろう。

以上より、本稿の論点を記す。まず予備的作業として、初期リューベック市民社会の政治構造とその変質過程、及び一四世紀後半に始まるハンザ商業の変質を把捉する。さらに、これらによって醸成される市民社会の矛盾を、一四世紀末〜一五世紀初の手工業者、及び広範な市民の反ラート闘争の実態に則して捉え、最終的に、この時期を都市構造史の転換期として位置づけようとするものである。

① 阿部謹也「Reformatio Sigismundi 研究への一視角」（『社会経済史学』三四の四）参照。

② 瀬原義生「シュワーベン都市同盟について」（『立命館文学』一九六—一九八号）参照。

③ M・ヴェーバー（世良訳）『都市の類型学』昭和三九年、七〇～七七頁

④ H. Jecht, Studien zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte, *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*（以下 *VSWG* と略す）19, 1926.

⑤ Hrsg. von Konstanzer Arbeiterkreis für mittelalterliche Geschichte, *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, Sigmaringen, 1963–64.

⑥ E. Maschke, Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland, *VSWG*. 46, 1959.

⑦ R. Luther, *Gab es eine Zunftdemokratie?*, Berlin, 1968.

⑧ Vgl. Hrsg. von E. Werner, M. Steinmetz, *Städtische Volksbewegungen im 14 Jahrhundert*, Berlin, 1960; K. Fritze, *Am Wendepunkt der Hanse*, Berlin, 1967.

⑨ H・ピレンヌ（増田他訳）『中世ヨーロッパ経済史』昭和四六年、二四二—二四三頁

⑩ H. Reincke, Bevölkerungsprobleme der Hansestädte, *Hansische Geschichtsblätter*（以下 *HGbl* と略す）1951; Ph. Dollinger, *Die Hanse*, Stuttgart, 1964, SS. 176–178; E. Pitz, Wirtschaftliche und soziale Probleme der gewerblichen Entwicklung im 15, 16 Jahrhundert nach hansisch-niederdeutschen Quellen, in: Hrsg. von C. Haase, *Die Stadt des Mittelalters III*, Darmstadt, 1973; A. von Brandt, Die Lübecker Knochenhaueraufstände von 1380/84, *Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde*（以下、*ZLGA* と略す）1959.

der Hanse nach 1370, *Wissenschaftliche Zeitschrift der Ernst-Moritz-Arndt Universität Greifswald*（以下、*WZG* と略す）1963.

⑪ A. von Brandt, *Geist und Politik in der Lübeckischen Geschichte*, Lübeck, 1954, S. 63.

⑫ Vgl. K. Fritze, Tendenzen der Stagnation in der Entwicklung

二、ラートと市民共同体

一一五八年の建設以来、リューベックは、ハインリヒ獅子公、フリードリヒ一世、同二世等の都市君主の特許状付与によって、急速に自治都市としての基礎を固めていった。そして、一二四七年には裁判高権、一二八四年には種々のレガリアが帝国のフォークトより市に移り、これによってリューベックは、ほぼ完全に封建的束縛を脱した市民的自治都市として、自己を完成したのであった。① さて、こうした市の発展過程で、その政治構造が変質していったことも看過してはならない。

市民共同体（ゲマインデ）を構成したのは勿論、市民権を有する市民であるが、その有資格者は、当初は市内に土地（屋敷地）を所有する者に限定されていた。彼らは、市内の土地の大半を占取したいわゆる建設者家族などの富裕商人であり、ラート（市参事会）と共に、裁判、市政一般に参与し、Erbbürger, Vollbürger と呼ばれたのである。② ところが、こうした規定は、既に一三世紀中葉には変質していた。即ち、土地所有と市民資格は分離し、各々、独立した生業を営み、且つ Bürgergeld と称する一定額の貨幣を納入することが、市民権獲得の条件となっているのである。③ 一二五九年の市民権獲得者リストに手工業者の名が頻出している如く、かかる規定変更によって新たに市民権を得たのは、大半が中小商工業者、わけても市民大衆の主要素をなす手工業者層であった。かくて、この時期に、一部の土地所有者のゲマインデは、独立家計を営む自立的市民、即ち小経営市民のゲマインデに変質したのであった。④

かかる小経営市民のゲマインデは、市が自治都市として発展してゆく過程で、同時に政治的共同体としての性格をも有

したのである。まず全市民は、Echtding と呼ばれる直接民主制的市民集会に参加し、市の要件を論議する義務を持った⑤。効率上、実務はラートの手によったとは言え、年三回開催されたこの集会は、市民の市政に対する意志反映の場であった。この他、市民の立法集会として、年四回の Bürgersprach と称する会合が持たれた⑥。また、特に重要な案件については、市民と手工業組合（アムト）の代表がラートとの協議に参加した。以上のような、市民に全体として保証された政治的権利を併せ考えれば、一三世紀中葉には、同等な政治的資格を有する、自立的な小経営者の市民共同体が成立していたと言えよう。そして、一方で生産と流通、両面の経済活動における自由と自立性、他方でこれを保証してゆく市政への参加、この二点が中世都市市民階級の最も重要な属性であるとすれば、かかる市民共同体の成立は、同時にリューベックにおける一元的な「市民」cives の成立であり、本来的な中世都市体制の成立であったと言えるのである⑦。

このようなゲマインデの発展に対し、政治的にこれと対をなすラートの権限拡大は、市の政治構造における第二の変質をもたらすものであった。一二〇一年に初めて consules と記されて以来、ラートは市政の執行機関として発達してきたが、一三世紀前半までは未だ市民の代表組織の域を出るものではなかったと言ってよい⑧。しかし、帝国都市への昇格、市政規模の拡大に伴い、ラートの権限強化は不可避的であった。一二六七年の文書は既にラートを「市を統治する市民」と記し⑨、一二九〇年の文書はラート会員を dominus と記して、他の市民と峻別している⑩。かかる表現は勿論、ラートへの行政権能の集中と表裏一体をなす。一三世紀末には、ラートは都市君主のフォークトの諸権限を吸収し尽していた⑪。同時に、行政の下部組織として大規模な官僚制度が整備されてゆく。一三世紀末には、財務、司法、産業・警察、軍事、酒蔵の五大官僚部門が成立し、一四世紀にはさらに、鋳貨、租税等、多くの部門が分岐した⑫。何れもラート会員をその長官とし、これに忠誠を誓った法律家、従僕によって構成されたのである。

初期のラート選出規定の詳細は知る由もないが、プラーニッツは、リューベック都市法族の諸都市では一二五四年まで毎年改選がなされたと記している⑬。しかし、他都市と同様リューベックにおいてもラート選出の主体と対象は、次第に狭

く限定されつつあったと考えられる。ともれ、一二九四年の文書によれば、ラートは既に自己補選制 co-optation と終身任期制を確立していたのである。⑭

以上の如きラートの強化と並行して、他方では次第に Echtding の記録が減少している。その結果、一三世紀末には定期的な市民の意志表示の場としての機能を停止し、その開催は一にラートの裁量に委ねられるに至った。同時に Bürgersprach も全く形骸化し、ラートの制定した法令公布の場と化していったのである。⑮

かくて、ラートは一四世紀初には閉鎖的な官僚組織によって全公権力を掌握し、自己補選と終身任期制によって、ゲマインデより独立したオープリヒカイトへと発展していった。他方で、ゲマインデは政治的機能の実質を失い、市民は事実上市政より排除されていったのである。そして、かかる法制的、制度的なラートとゲマインデの分離と対立は、やがて社会経済的な諸矛盾との絡まりによって現実的な市民社会の矛盾を醸成してゆくことになるのである。

① E. Pitz, *Schrift-und Aktenwesen der Städtischen Verwaltung im Spätmittelalter*, Köln, 1959, SS. 288–290.

② G. L. von Maurer, *Geschichte der Städteverfassung in Deutschland*, Erlangen, 1869, Bd. I, SS. 252–253.

③ J. Hartwig, *Der Lübecker Schoß bis zur Reformationszeit*, Leipzig, 1903, SS. 18–23. これに加えて、市当局の承認が必要とされた。

④ 手工業親方は市民権取得を義務づけられ、他方職人、徒弟、従僕など経済的な非自立者は無資格とされた。

⑤ Pitz, *a. a. O.*, S. 290.

⑥ *Ebenda*, S. 314.

⑦ Vgl. B. Berthold, E. Engel, A. Laube, Die Stellung des Bürgertums in der deutschen Feudalgesellschaft bis zur Mitte des 16 Jahrhunderts, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1973. H. 2, S. 204.

⑧ F. Rörig, Lübeck und Ursprung der Ratverfassung, in: Hrsg. von P. Kaegbein, *Wirtschaftskräfte im Mittelalter*, Weimar, 1959. SS. 31–32.

⑨ Hrsg. von Verein für Lübeckische Geschichte, *Urkundenbuch der Stadt Lübeck* (以下 *LUB* と略す) 1843–1932, I, Nr. 291. "ipsi burgenses, per quos ipsa villa regitur…"

⑩ *LUB*. I, Nr. 552.

⑪ 裁判権を例にとれば、ラートは第二審以後の民事裁判と、刑事裁判の全体を扱う上級裁判権を掌握していた。Maurer, *a. a. O.*, IV, SS. 212–213.

⑫ Pitz, *a. a. O.*, SS. 319–320, 324–327, 358–363, 375, 385–386, 389.

⑬ H. Planitz, *Die deutsche Stadt im Mittelalter*, Weimar, 1954, S. 310.

⑭ F. Bruns, Der Lübecker Rat, *ZLGA*. 32, 1951, S. 3.

⑮ Pitz, *a. a. O.*, SS. 290-291, 314. この過程で市民は彼らの参政権を確保するための努力を怠ったわけではなかった。一三世紀に市民は、ラートの上級裁判に参審員として加わることを要求し、一三四〇年には、市の重要な案件の決定に際しては市民と手工業者の代表を協議に加えるという、古くからの慣習の確認と実施を要求している。にも拘らず市民は、一四世紀前半には実質的に市政から排除されたのである。

三、リューベック商業の動向

一二、三世紀に比して、一四、五世紀が中世商業の停滞期であったことは、多くの史家が指摘する通りである。ハンザ商業史においても、一四世紀後半〜一五世紀初が一つの転換期をなすことは屢々論じられてきた。即ち、一三七〇年のストラールズントの和約は、ハンザに維持可能な最大の特権を与えたが、同時にこの後、これまでの発展期に胚胎した諸矛盾が顕在化し、バルト海—リューベック—ハンブルク—西欧を幹線とする独占的な商業システムの動揺が始まるのである。①

まず対外的危機として、外地におけるハンザ特権の侵害と、外国商人のハンザ商業圏への侵出を挙げねばならない。紙幅の制約上その大略のみ記しておく。一四世紀末は、英国とハンザの関係史上の転換期をなす。この時期より英国商人は、自国産の毛織物製品を携えてバルト海に侵出し、これに呼応して、英国におけるハンザ特権の侵害が始まったのである。②フランドルでは、一三八四年、フィリップ大胆公がこの地をブルグント公領に編入して以来、露骨なハンザ敵視政策がとられた。③また、毛織物産地と市場の分散化、オランダ諸都市の毛織物生産の発達は、ブリュッゲのスターペル制度を骨抜きにし、これに固執してきたリューベックに大きな打撃を与えた。④オランダが一五世紀初にブルグント公領に入ると、その強力な保護を背景に、オランダ商人はバルト海を自由に航行し始め、政治的にも終始、反ハンザ主義を貫いたのであった。こうしたオランダ商人の侵出による最大の被害者が、バルト海、スカンジナヴィアの仲継商業を独占してきたリューベックを中心とするヴェンデン諸都市であったことは言うまでもない。⑤

ハンザ内部の利害対立と分裂傾向も、ハンザをその根基より動揺せしめた要因として看過できない。プロイセン都市は、

〔表Ⅰ　商業総額の推移〕

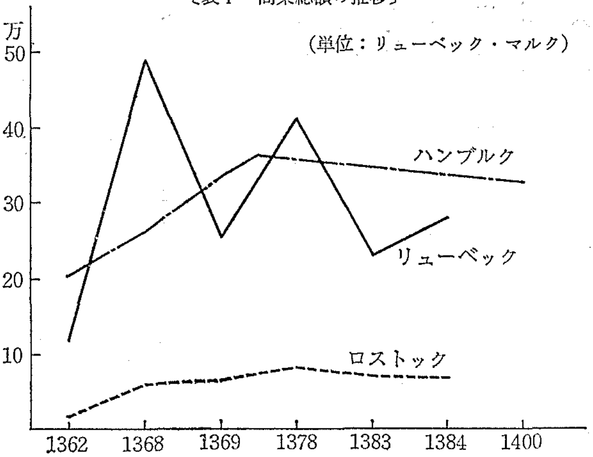

穀物、材木等の生産的後背地、及び造船業という輸出産業を備えたことにより、当初より、仲継商業を専らとするヴェンデン都市とは利害を異にした。そのためリューベックの外国商人排斥政策に容易には従わず、ダンチヒなどは寧ろ、オランダ、英国商人の来市を歓迎しているのである。[6] リブラント都市もまたその地理的利点を生かし、一四世紀末から、リューベックの統制を離れて独自にロシア商業のヘゲモニーを掌握せんとするに至った。[7] 以上のような内外におけるハンザ商業の危機が、その独占体系の要であったリューベックの商業に与えた影響を具体的に述べてみよう。

まず、一三六二―八四年の関税台簿により、商業総額の推移を示す。(表Ⅰ)[8] リューベックの商額は上下に変動しながらも伸びず、ハンブルク、ロストックと同様、全体としては下降気味である。また、ハンブルクの関税台簿によれば、その出入船隻数は一三六九年の五九八から一三九九―一四〇〇年の四一〇～四三〇に減少し、輸出総額では、一三六九年の一八二三〇〇マルクから一四一八年の九三六〇〇マルクへと激減している。[9] これらの数字は、リューベック―ハンブルク経由の独占商業体系の衰微を明示するものと言えよう。

当時の一般的な商業利潤率を知ることは困難極まるが、以下、三商人の商業取引簿から窺知される限りで、これを示してみよう。リブラント商業を営んだリューベック商人 Johan Wittenborg の取引簿によれば、利潤率は、一三五三―五六年…一三～二二・二パーセント、五七年…六七・七パーセント、五八年…一九パーセントであった。[10] 同時期のロストック

商人 Johan Tölner の取引簿では、フランドル産毛織物で二一パーセント、木材で一六パーセントの利潤率を示している。[11] これらの数字は、いずれも金融利子率や地代に比して遥かに大きかった。[12] 他方、リューベックの Veckinchusen 兄弟の取引簿によれば、一四一四―一九年の利潤率は毛皮で三・三パーセント、蠟で六パーセントを示した。[13] また、フリッツェは一四〇七―八年のダンチヒの毛皮商業の平均利潤率を、六・二パーセントと記している。[14] これらの記録による限りでは、一五世紀初の商業利潤は、少なくとも半世紀前に比して明らかに低下しており、まして初期の冒険商業時代の莫大な利潤は、望むべくもなかったと言えよう。

最後に、ストックホルムにおける商業動向に例をとって、こうしたリューベック商業の停滞傾向を瞥見しておこう。リューベック―ストックホルムの商業総額（表Ⅱ）[15]では、六九年以後の全般的な停滞と八三年以後の低落傾向が看取されよう。これに対応して、リューベック・ストックホルム間を往復する商船一隻あたりの価値平均額は、一三六八―八一年の二七〇マルクに対して八四年以後は一三〇〜一四〇マルクへと低下した。[16] さらに、これに従事した商人数は一三六八―六九年には一五〇人、その平均商額は八〇マルクであったが、一三九八―一四〇〇年には一〇〇人、六〇マルクへと縮少しているのである。[17] 同様な傾向はベルゲン商業においても確認される。[18]

表 Ⅱ	
（年）	（額・リューベック・マルク）
1368	33800
69	16420
78	17530
79	15170
81	17700
83	20800
84	17200
85	17500
98	14930
99	19100
1400	13000

以上、内外の危機によってヴェンデン都市を中心とする従来の独占的なハンザ商業体系は大きく動揺し、これに伴ってリューベック商業も、一三七〇〜八〇年代より停滞、或いは縮少傾向を示し始めたことが明らかとなった。かつてレーリヒはこの時期を、都市の経済様式と経済観念の転期とした。[19] 即ち、大規模で自由な冒険的商業は困難化し、ストックホルム商業に示された如く、商人組合を中心とした中小規模の、統制的、組織的商業が比重を増してくる。かくて、限られた営利機会より最大の利を得んとするツンフト的統制経済と排外主義に彩られた、いわゆる都市経済時代の波

がリューベックにも迫りつつあった。

① 多くのハンザ史家がこれを指摘している。勿論その意義評価については差があるが。例えば、F. Rörig, Außenpolitische und innerpolitische Wandlungen in der Hanse nach Stralsunder Frieden, *Historische Zeitschrift*, Bd. 131, 1925; K. Fritze, Bedeutung der Stralsunder Frieden von 1370, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1971. H. 2; K. Pagel, *Die Hanse*, Braunschweig, 1963, S. 93 ff.

② J. Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, I, München, 1928, S. 245.; Ph. Dollinger, *a. a. O.*, SS. 319-322. 一三七七年リチャード二世はロンドンにおけるハンザ特権を撤回し、また同王の承認を得たマーチャント・アドベンチャラーズがバルト海へ侵出してゆく。相次ぐ英国商人の特権侵害に対して、ハンザは一四〇四年英国産毛織物の輸入を禁止したが効を奏さず、一四〇七年の交渉は実質的にハンザ側の敗北であった。その他、一三八八、九〇、九一年、一四〇六年にもロンドンにおけるハンザ特権侵害、英国商人による掠奪事件が記録されている。Hrsg. von K. Höhlbaum, usw, *Hansisches Urkundenbuch*, 1875-1916（以下 *HUB* と略す）IV, SS. 396, 403, 438, 472, 473, V, S. 389.

③ Dollinger, *a. a. O.*, SS., 99-102, 323-328. 一三八八年、ハンザは商業封鎖によってこれに対抗したがプロイセン都市の離反のために効力は薄かった。この前後にもフランドル諸都市のハンザ特権侵害が頻繁に生じている。*HUB*, Ⅳ. SS. 305, 377-378.; Hrsg. von der Historischen Kommission bei der königlichen Akademie der Wissenschaften, *Hanserezesse*, 1870-1941（以下 *HR* と略す） IV. S. 427.

④ Dollinger, *a. a. O.*, SS. 328-329.

⑤ K. Spading, *Holland und die Hanse*, Weimar, 1973, SS. 5-11. 北欧諸国は一四、五世紀には自国におけるハンザの一方的な特権と独占を牽制するため、オランダ商人を優遇した。結局ハンザ衰退の外因の最大のものはオランダの発展であったと言えよう。この他一三七〇年代から、ノヴゴロドにおいてもロシア商人によるハンザ商人の劫掠、妨害が頻発している。このため一三八八年には一時的な商業封鎖がなされ、一四〇七年には逆にノヴゴロドがハンザ商人を締め出すに至った。*HUB*. IV, SS. 397, 469, V, SS. 417-418. 尚、ヴェンデン都市とは、リューベック、ストラールズント、ロストック、ヴィスマール等のヴェンデン地方の諸都市を指す。

⑥ Dollinger, *a. a. O.*, S. 391. このためリューベックを経由しないダンチヒーズント—ロンドンの航路が発展した。

⑦ *Ebenda*, SS. 376-380.

⑧ W. Stieda, *Revaler Zollbücher und-Quittungen des 14 Jahrhunderts*, 1887, S. LVIII.

⑨ R. Sprandel, *Das Hamburger Pfundzollbuch von 1418*, Köln, 1972, SS. 54-57. その内容は、いずれもリューベック経由のスカンジナヴィア・ロシア商品である。

⑩ M. P. Lesnikov, Lübeck als Handelsplatz für Ostwaren, in: Hrsg. von H. Sproemberg, *Hansische Studien*, Berlin, 1961, SS. 277-288. その商品は毛皮と蠟である。

⑪ K. Fritze, Einige Bemerkungen zum Problem der hansischen Handelsprofite im 14 und 15 Jahrhundert, *WZG*. XIV, 1965, SS. 246-247.

⑫ Ebenda, S. 248. フリッツェは当時の利子率を六〜一〇パーセント

としている。

⑬ M. P. Lesnikov, Lübeck als Handelsplatz für osteuropäische Waren im 15 Jahrhundert, *HGbl.* 78, 1960. S. 86.

⑭ Fritze, a. a. O., S. 246.

⑮ W. Koppe, *Lübecker-Stockholmer Handelsgeschichte im 14 Jahrhundert*, Neumünster, 1933, S. 6.

⑯ *Ebenda*, SS. 10-14. 一三八三年—一三〇マルク、八四年—一三〇マルク、八五年、九八年—一四〇マルク、九九年—一三〇マルク、一四〇〇年—一四〇マルク。

⑰ *Ebenda*, SS. 109-110.

⑱ Vgl. F. Bruns. *Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik*, 1900, SS. XXXV, XLV~L.

⑲ Rörig, a. a. O., S. 16.

四、手工業者の蜂起

(1) 事件の概容

一三七四年、ブラウンシュヴァイクに起きた、手工業者及び商人のラート門閥に対する蜂起は、多数のラート会員を誅戮し、これにかわって彼ら自身が新しいラートを構成するに至った。[①] さらに、この事件は近傍のハンザ都市における同様な蜂起の起爆剤となる。同年、リューベックの手工業アムトは、彼らの賦課の増大に反発し、ラートに要求書を提出した。ブラウンシュヴァイクの二の舞を恐れたラートはこれを認め、翌年の市民集会で両者の和が成った。[②] しかし、これによってアムトの不満が解消されたわけではなかった。

一三八〇年一二月一二日、食肉商を中心とするリューベックのアムトは、武装して彼らの諸要求の承認をラートに迫った。[③] その主たる内容は、営業上の権利と自由の回復であり、総括的には、諸負担の軽減をも含めた、彼らの「古き権利olden recht」の回復であった。[④] 一五日には他の多くのアムトも加わり、全アムトの古い諸権利を都市台帳に記すことを要求するに至った。しかしラートは現行規定に抵触するとしてこれを拒否し、双方相譲らず、市は緊迫に包まれた。一六日になると多数の商人も武装してラート側に付いた。そして、カタリーネン教会に相対峙した両者は、長時間の折衝の後、力関係における劣勢を悟ったアムト側の屈服という形で和を結んだのであった。アムト側はごく僅かの権利を得たのみで、

租税、営業上の諸要求は一蹴されたのである。⑤

次いで一三八四年には、一部のアムトが武力によるラート打倒を目論み、未然に発覚して頓挫するという事件が生じた。商人 Heinrich Paternostermaker を領袖とし、二七人の食肉商を含む三八人の手工業者と、二人の商人等を首謀者とする一団は、聖ランベルトゥスの日（九月一七日）、密かに結集してラートハウスを襲撃する手筈を整えた。⑥ しかし、事前にこの情報を得たラートは商人を武装させ、一六日夜、H. Paternostermaker を逮捕した。また、その他の首謀者も大部分は捕えられ、裁判の後処刑された。この事件の結果、食肉商アムトは解体され、翌年再建を許されたものの、その人数を半減せしめられ、ラートの厳しい監督下に置かれたのであった。一三八〇、八四年の両事件は、その担い手の名により、食肉商の蜂起と呼ばれる。⑦

以上のような一四世紀末のリューベックにおける一連の騒擾の原因は何であったのか。M・エルプシュテーサーは、一三八四年の食肉商の蜂起に関して、その首謀者中に H. Paternostermaker を含む三人の商人が加わっていたことから、単に手工業者の蜂起であるのみならず、商人層の、都市貴族的グループによるラート独占に対する叛乱でもあったと述べた。⑧ しかし、ブラントが指摘するように、H. Paternostermaker が蜂起を指導したのは寧ろ彼の個人的事情の結果であり、一部の商人の蜂起と、そうした支配者層の変質との因果関係を断ずるは些か牽強に過ぎるものであろう。⑨ 如上の事実経過から明らかな如く、一四世紀末の騒擾は手工業者対ラート、商人という対立関係を軸に展開されたのである。以下、本章では手工業者を一つの層として一三〜一四世紀のリューベック市民社会の中に動的に位置づけてゆき、その収束点として、一四世紀末、彼らが直面していた矛盾と実践的課題を剔出し、彼らの蜂起事件の意義を明らかにせんとする。

(2) 前　史

ハンザ都市の手工業は、商業に対する経済的意義の低さに史料の乏しさも手伝って、従来殆ど研究の対象とはならなかった。本節では主として、C・ヴェールマンの編纂によるリューベックの同職組合（アムト）の規約書に依拠しつつ、考

察を進める。⑩

建設以来、リューベックには商人と共に手工業者もまた、都市機能の一端を担う者として多数移住してきた。一二五九年の市民リストに初めて多くの手工業者が記されて以来、⑪職種の分岐、市場店舗の増設、店舗の市場から街区への拡大、同業者間の超都市的な協定など、種々の史料が一三、四世紀における手工業の発展の足跡を示している。⑫では、手工業者層は、社会的に上位を占めた商人層及び市当局に対して如何なる立場に置かれていたのであろうか。

リューベックの手工業者はアムトと称する同職組合を形成した。アムトとは元来、市民に奉仕する者を意味したと言われる。実際アムトの形成には、手工業者自身のゲノッセンシャフトリヒな利害の他に、市当局、即ちラートのヘルシャフトリヒな意図も含まれていたのである。ラートの意図とは、手工業者を、一方では都市の経済機能を支える生産者として、他方では諸賦課の担い手として集団的に監督、統制することであったと言えよう。⑬規約書により、ラート権力のアムトへの浸透を概観しておこう。

新しい仲間（親方）の採用は、ラートの専断によるアムトもあったが、大半はアムトの自主的選考によった。しかし、その場合でも被選出者はラートの面前で忠誠誓約をなし、その承認を受ける義務を有した。⑭この誓約義務はアムトのラートへの従属性の象徴であり、後の彼らの蜂起においては、その廃止が強く要求されたのである。また、個々のアムトには、総責任者として一〜四人の長老（Alterleute）が存在した。長老は、ラートが任命権を有した袋物工等を除けば、⑮原則としてアムト自身が選出したのであるが、親方同様、彼らもまたラートに対する誓約義務を負った。その内容は、アムトにラートに対する忠誠義務を守らせること、であった。⑯さらに長老は、個々の親方に規約を遵守させる義務を持ち、営業全般を監視した。そして全長老を監督し、アムト全般に対する監督権、警察権を行使したのが、ラート会員より選ばれたヴェッデヘルである。長老はこのヴェッデヘルの産業監督権、警察権の、個々のアムトにおける代執行者でもあり、⑰その意味で、アムトにおいてラートの意志を代表する下級官吏でもあったと言ってよい。また、各アムトはモルゲンシュプラハ

と呼ばれる独自の集会を持ち、全親方が出席してアムト内の諸事を討議した。しかしその機能は営業上の問題解決という最小限の自治に限定され、なんら手工業市民としての政治的権利を示すものではなかった。即ち、開催にはラートの許可が必要とされ、二人のラート会員の臨席が義務づけられたうえ、アムトの決定事項の有効如何は専らラートの裁断によったのである。[18]

以上の如く、ラートの権力は、ヴェッデヘル→長老→アムトという階層的監督制度によって、手工業者の営業の全領域に強力に貫徹していた。さて、こうしたラート権力の浸透は、手工業者の経済生活において如何なる矛盾を生起せしめたのであろうか。それは彼らの蜂起事件の要因を問うことでもある。ただ、この問題は、規約書の性格上、極めて限られた範囲の考察に留まらざるを得ないであろう。

多くのアムトの規約書では、手工業者の商業行為を厳しく制限している。一般に製品の販売は市内の一定の場所に限定され、複数の店舗を所有することは厳禁された。[19]また、重要職種である製パン商、食肉商、金細工師、針工、毛織物工の五アムトはラートの市場強制権 Marktzwang の下におかれ、高額使用料を伴う市有店舗でのみ営業を許可された。[20]真鍮工、皮革染色工、締紐工、鍛冶工等は、ごく限られた日にのみ市場での販売を許された。[21]弩工、仕立工、袋物工等は、年市を除いて市場での販売を禁じられた。[22]毛皮工が、外来者の輸出を目的とする注文に応じて生産することを禁じられたのは、その製品が輸出商品として商人の統制下に置かれたことによる。[23]同様に、数少ない輸出産業の担い手であった醸造業者は、直接ビールを小売することを禁止されていた。[24]さらに、手工業者が自ら市外に赴いて原料を購入すること、[25]市の内外で商業を目的とするコンパニーを形成すること、[26]自己の製品を他都市の市場で販売することなど[27]は、全般的に禁止事項とされていたのである。

こうした手工業者の商業行為に対する厳格な制限規定を、仲間に対する販売機会の均等化というアムト側の論理によってのみ解釈することは、事の本質を看過するものであろう。即ち、上記の規約書の殆どが一四世紀後半、わけても一三七

〇年頃以降のものであること、そして、その時期までは手工業者も現実にかなりの商業活動を記録していることが確認されるのである。一例を挙げれば、リューベック及びレヴァルの関税台簿によると、製綱業者 Nicolaus Sternenberch、食肉商 Tymmo Tralowe 等は毛織物など二〇〇マルク以上の輸入を行ない、琥珀工 Herman Sarowe は五〇〜一〇〇マルクの琥珀原石を輸入するなど、いずれも一三六〇年代まで活発な対外商業を営んでいた。[28] また初期には、手工業者にも一般に原料の購入、製品の販売という最低限の自主的商業活動は保証されていた。[29] そして、これを基礎に彼らはリューベック市場のみならず、生産地における原料の直接購入、製品の北欧諸国への一括輸出等、多彩な商業活動を展開していたのである。レーリヒが述べるように、こうした商業活動を通じて富裕化した手工業者が本来的な商業領域に進出してゆく可能性はあり、それは同時に一三世紀から一四世紀中葉までのリューベック社会の現実でもあった。[30] 付言すれば、その時期とは、市民の経済活動における自由と柔軟性に富む、都市の経済的発展期でもあった。一四世紀中葉、琥珀工より商人に転身を遂げた H. Paternostermaker の父親 Johan にその恰好の例を見ることができよう。これに対し、一三七〇年前後より、手工業者の商業活動を規制する上記の諸条項が規約書中に出現するのである。彼らの営業に不可欠な商業活動の保証も、この頃より廃される傾向にあった。琥珀工が行なった原石輸入も一四〇〇年の規約書では既に禁止され、ドイツ騎士団との契約による一括共同購入に制限された。[31] また、一三五四年の銅鋳工の規約書に記された、市場日に仕事場以外の場所で製品販売をなすことを認めた条項は、一三七六年の規約書では削除されている。[32] ヴェールマンは、かかる状況において自己の権利を貫かんとする手工業者と商人の間に軋轢が生じたと記している。[33] 即ち、こうした商業活動の制限は、アムト側の意図より、寧ろ規約書を彼らに与え、その内容に対する絶対的権限を有した市当局＝ラートの産業政策の中で把握されねばならないのである。

市当局にとって、アムトの第一義的任務は市民の日常的需要充足であったことは言うまでもない。しかし同時に、当初より遠隔地商人によって構成され、彼らの利害を代表していたラートにとって、手工業とは商業機能を円滑にし、これを

支えてゆく補助産業でもあらねばならなかった。かかる原則は一貫してラートの産業政策の基底をなすものであったが、一四世紀後半には、市を取り巻く経済環境の変化に伴って、そうした産業政策は新たな様相を呈するに至ったのである。既述の如く、この時期には遠隔地商業の困難化、総体的な商業の縮少傾向がリューベックにおいても顕著となった。こうした時期には、流通の媒介を利潤源とする遠隔地商業に対して、自己の生産的基盤を有する手工業者の経済的意義が相対的に増大するものであることはポスタンの指摘を待つまでもなかろう。[34] さらに、彼らが商人層に対抗しつつ商業領域にも進出し、都市経済における発言力を強化してゆく可能性も存在したと言えよう。しかしながら、第二章に記したように、手工業者は一四世紀には政治的に殆ど無権利の状態に置かれていた。そして、このことは、市民の経済活動に対する市当局の立法、統制が最高度に展開される、この都市経済時代には、手工業者の発展に対する大きな障壁をなしたのである。即ち、ラートを掌握していた商人層は、手工業者の発展を排し、減少した市内外の営利機会を独占するため、種々の規制と強制を内容とするラートの体系的な産業監督権を通じて彼らの商業行為を厳しく制限したのであった。それはアムトの本来的な営業領域の侵害にまで及んでいるのである。[35] こうしたラートのアムト政策は、もはや市民生活の擁護を目的とするものとは言えず、ラート公権力の直接的行使に基づく、即ちモテックによれば一つの経済外的強制力による、商人層の手工業者支配と収奪と言うべきものであった。[36] ここに一四世紀末の手工業者蜂起への展望を得る。以下、蜂起事件の考察を通じて、そうした手工業者支配の多面的な実態と、これに対抗する手工業者自身の企図を明らかにしてゆく。

(3) 手工業者の蜂起

一三六〇年代のヴァルデマール戦争に起因する財政難を解決するため、ラートは手工業者に特別高率の租税及び一マルクの一律付加税 Vorschoß を課し、加えて市有製粉所の使用料を引き上げた。[37] 年代記は、ラートがアムトの撤回要求を認めたと記しているが、一三七六年の租税台簿によれば、食肉商等、主要な八アムトのみで計四八四マルクの納税額を示している。当時の市の年間租税収入が五〇〇〇〜八〇〇〇マルク程度であったことを思えば、これら一部のアムトの負担

はかなり大きかったと言えよう。[38] また一三八〇年の蜂起においても、その主導者、食肉商は日頃よりラートに対して種々の貢納を強いられており、そうした諸賦課の軽減は彼らの切実な要求であったと思われる。[39] ラートは一四世紀後半の慢性的な財政難の中にあって、一貫してアムトに負担を転嫁してきたのであった。かかる恣意的な課税もまた、財政的措置の体裁をとった、ラート公権力の直接行使による手工業者の収奪であると言わねばならない。こうした不平等な課税に対するアムトの不満は、以後益々昂じてゆくのである。

一三八〇年の蜂起におけるアムトの要求の主眼は、営業上の「多くの権利と自由」の回復であった。[40] その具体的内容は明記されていないが、かかる要求は、やはりラートによる手工業者の商業行為を含む営業上の締付けの強化に対する反発であったと考えられる。例えば食肉商は一〇〇人の仲間を擁す有力アムトであったが為に、ラートの強力な監督権の下に置かれ、店舗の割振り、仲間の採用から原料購入に至るまで種々の制約を課されていた。[41] ラートの市場強制に服した他のアムトも、同様な営業上の規制を受けていたものと思われる。こうした営業規制に反発して蹶起したアムトの諸要求が、彼らの「古き権利」の回復と総括されていることに注目すべきである。即ち、アムトはかつてそうした「権利と自由」を保持していたこと、一四世紀後半に入って、ラートの営業規制・恣意的課税を通じてそれらが著しく侵害されるに至ったことを、この表現中にもまた看取することができよう。アムト側がこの「権利と自由」を都市台帳に記すことに固執したのは、それによりアムト全体の権利と地位の向上を制度的保証と共に獲得せんがためであった。[42] とすれば、ラートが飽く迄これを拒否したのも当然であろう。ともあれ、アムト側の敗北によって、結果的には制度上の変更を伴う彼らの地位向上は実現されず、食肉商の義務と負担は逆に増加せしめられたのである。

こうした経過より、一部の手工業者は微温的な要求運動に見切りをつけ、武装蜂起、ラート打倒によって彼らの要求実現を企てるに至ったのである。ブラントは一三八四年の蜂起の主謀者四七人を個別的に検討し、彼らの個人的責任に起因する経済状態の悪化が蜂起の原因であったとする。[43] しかし、ブラント自身が明らかにした主謀者の財産状態を再検討すれ

ば、次の二点を指摘することができる。まず、ブラントの言う「財産状態の悪しき者」に該当するのは H. Paternoster-maker を含めて一〇人のみであり、大部分は都市台帳の頻繁な業務上の記録が示す如く、活発な営業を続けていたこと。[44] 第二点は、一〇人の貧窮化の著しい者の大部分が、一三七〇年代から急速に財産状態を悪化させており、また比較的富裕な者でも一三八〇年前後から債務を増す例が多くなっていること。[45] この二点をふまえ、次の如く約言することができよう。即ち、食肉商、製パン商、琥珀工等、この事件の首謀者はいずれも有力アムトに属したが、一三七〇年代より、ラートによる様々な規制の強化、賦課の増大によって商業行為をも含めた自由な営業を阻害され、全体として彼らの経済状態の悪化が進行していたのであった。要求運動の限界を体験していた彼らにとって、自己の小経営を防衛する手段は、ラートを打倒し、直接的に市政を奪還することのみであったと言えよう。しかし彼らの計画の結末もまた、少数一揆主義であるだけにその脆さを示すばかりであった。

以下、本章を約言しておく。ポスタンが説くように、一四、五世紀のいわゆる都市経済時代には、市当局の経済政策が市民の経済活動に対する規制力を強化し、一種統制経済的様相を呈するようになる。[46] それだけに、各市民にとって、政治範疇が他の時代にまして重要な意味を有したと言えよう。かかる時期にあってリューベックのラートは、第一に商人層の利益を擁護するため、従来の強力な監督制度を槓杆としつつ直接的な公権力行使によって、政治的には無権利に近い手工業者の支配と収奪を押し進めていったのである。市民の内部におけるこうした支配、収奪関係の出現は、初期の政治的な同資格性に基づく市民共同体の崩壊を明示するものであり、また、それによって手工業者は、自立的小経営という市民としての経済基盤をも喪失する危殆に瀕していたのである。その故にこそ、彼らの運動は、営業上の要求から出発しながらも、これを実現、保証してゆく手段としての法制上の要求、即ち市民としての政治的権利の回復、市政参加への展望を備えていたのであった。[47]

以上より、一四世紀末における手工業者の要求運動及び蜂起の指向するところは、小経営者の政治的自立性、平等性に

基づく市民共同体の再建であったと結論することができよう。蓋し、かかる体制下でのみ、彼らは自己の経営の充全な発展を期すことができたのである。しかし、流通に比して生産の未発達なハンザ都市では、手工業者独自の運動が商人層に対抗しつつ確固とした成果を修めることは極めて困難であった。そして、市民社会の新たな矛盾の展開を俟って、初めて全市民を巻き込んだ運動が可能となるのである。

① Hrsg. von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, *Die Chroniken der deutschen Städte*, Leipzig-Stuttgart, 1862–1931, Bd. 19, (以下 *CRS*. 19 と略す) SS. 549–550, 569.

② CRS. 19, S. 557.

③ 以下の経過は *CRS*. 19, S. 181, *CRS*. 26, SS. 345–354. による。

④ *CRS*. 26, S. 350. "dat alle ampte solden by erem olden rechte blyven..."

⑤ 食肉商は新たに二〇人の兵を市に供出することを義務づけられ、仲間の採用に対するラートの監督権も強化された。

⑥ この事件に関しては、*CRS*. 19, SS. 583–584, *CRS*. 26, SS. 345–350.

⑦ この後、一三九一年にはストラールズントでラート門閥 Wulflam の独裁に対する市政の民主化闘争があったが、ハンザ諸都市の圧力によって改革は挫折した。K. Fritze, *Die Hansestadt Stralsund*, 1961, SS. 190–228.

⑧ M. Erbstößer, Der Knochenhaueraufstand in Lübeck 1384, in: Hrsg. von H. Kretschmer, *Vom Mittelalter zur Neuzeit*, 1965, S. 131.

⑨ A. von Brandt, Die Lübecker Knochenhaueraufstände von 1380/84 und ihre Voraussetzungen, SS. 147–160. ブラントの研究によれば、Heinrich の父 Johan は姓が示す通り元は琥珀工であったが、一四世紀中葉より商人として活動し、成功して息子に莫大な財産を残した。しかし Heinrich は商人としての才覚を欠き、まもなく父の遺産の大半を失って、一三七〇年代以後は膨大な債務に苦しむ身となったのである。

⑩ C. Wehrmann, *Die älteren Lübeckischen Zunftrollen*, Lübeck, 1864. (以下 *LZR* と略す)

⑪ *LZR*, SS. 5–6.

⑫ 手工業親方数は一四世紀後半には、小売商、海員等も含めて一九五〇人ほどで、全市民（男子家計支持者）の六一パーセントを占めた。Brandt, a. a. O., SS. 128–135.

⑬ 例えばリューベックのアムトは、租税（Schoß）の一括納入を義務づけられ、また真鍮工の規約書が示すように富裕なアムトは特別に営業税を課された。さらに軍役においてもアムトは、その組織力により、野戦など特別の任務を負った。*LUB*. IV, Nr. 326; *LZR*, S. 331; J. Warncke, *Handwerk und Zünfte in Lübeck*, Lübeck, 1912, S. 12.

⑭ 次のアムトの規約書はこれを明記している。（ ）は年代を示す。錫鋳工（一四三二）*LZR*, S. 157, 桶工（一四四〇）*LZR*, S. 176, 毛皮工（一三八六）*LZR*, S. 191, ガラス工（一四二五）*LZR*, S. 326, 仕立工（一三七〇）*LZR*, S. 421, 琥珀工（一三六五）*LZR*, S. 351.

⑮ *LZR*, S. 378.

⑯ *LZR*, S. 161, "dat ik ampt truweliken vorstan wil na alle miner macht" (弩工の規約書による)

⑰ 長老はヴェッデヘルの下級役人であったマルクトフォークトと共に、市場における商品の品質管理にあたり、また市有施設、店舗の使用料をアムトから一括徴収することを義務づけられていた。

⑱ 板金工、毛皮工、鎧工の規約書がこれを明記している。*LZR*, SS. 366, 193, 234.

⑲ 以下の規約書がこれを示している。板金工（一三七〇）*LZR*, S. 365, 鎧工（一四三三）*LZR*, S. 232. 金細工師（一三七一）*LZR*, S. 221, 殿物工（一四三二）*LZR*, S. 211, 行商の禁止については、羊皮紙工（一三三〇）*LZR*, S. 363, 鍛冶工（一四〇〇）*LZR*, S. 434, 帽子工（一四〇〇）*LZR*, S. 471, 締金工（一四一四）*LZR*, S. 371, 締紐工（一五四三）*LZR*, 432, 針工（一三五六）*LZR*, S. 339.

⑳ F. Rörig, Markt von Lübeck, in: *Wirtschaftskräfte im Mittelalter*, SS. 31–32.

㉑ 真鍮工（一四七一）*LZR*, S. 159, 皮革染色工（一五〇〇）*LZR*, S. 400, 締紐工 *LZR*, S. 431, 鍛冶工 *LZR*, S. 435. 例えば、真鍮工は市場では年四回のみ販売を許され、鍛冶工は鉄製品の販売を二日間の市場日にのみ許可された。

㉒ 弩工（一四二五）*LZR*, S. 161, 仕立工（一三七〇）*LZR*, S. 423, 袋物工（一四五九）*LZR*, S. 188.

㉓ *LZR*, S. 191.（一三八六）市の内外で販売することを目的とする市民、或いは外来者の注文に応じて生産することを禁じ、違反者は各製品について三マルクの罰金をラートに納め、その製品はラートが没収する、と記されている。

㉔ *LZR*, S. 179.

㉕ 魚商（Garbräter…大型魚及び獣肉を扱う）は商人によって市場にもたらされた羊肉を購入することのみ許可され、これを市外に赴いて自ら購入することは禁止された。食肉商は、シュレスヴィヒ、ホルスタイン地方で quik（家畜の一種）を購入することを禁止され、商人によってそれがリューベック市場に搬入されて後、購入すべく規定されており、違反者は一〇マルクという異例の罰金を課された。その他、羊皮染色工、鞣皮工の規約書にも同様の規定がある。*LZR*, S. 206.（一三六九）*LZR*, S. 261.（一三八五）*LZR*, S. 389.（一四七一）*LZR*, S. 315.（一四五四）

㉖ 魚商（Garbräter）、魚商（Fischer…小型魚を扱う）、食肉商の規約書に明記されている。*LZR*, S. 204.（一三七六）*LZR*, S. 477.（一三九九）*LZR*, S. 264.

㉗ 皮紐工（一三九六）及び袋物工の規約書等に記されている。*LZR*, SS. 188, 374–375.

㉘ Stieda, *a. a. O.*, S. 13, Nr. 88, S. 18, Nr. 110; Brandt, a. a. O., S. 175.

㉙ 例えば桶工は海外からの輸入原料の先買権を保証されていた。*LZR*, S. 173.

㉚ F. Rörig, *Medieval Town*, Berkeley, 1967, p. 142.

㉛ *LZR*, SS. 352–354.

㉜ *LZR*, SS. 225–227, 175–177. また桶工の一三二一年の規約書に対して、一四四〇年のそれには市場での販売量の製限条項が付加されている。

㉝ *LZR*, S. 104.

㉞ M. M. Postan, The trade of medieval Europe: the North, in: *Cambridge Economic History of Europe* II, London, 1952, p. 230.

㉟ Vgl. G. von Below, Die Motive der Zunftbildung im deutschen Mittelalter, *Historische Zeitschrift*. Bd. 109, 1912, S. 37. 遠隔地商

人は毛織物など利の多い輸入商品については、屡々、卸売のみならず小売権をも独占せんとし、同商品を市内で製造する手工業者の小売を禁じた。リューベックの仕立工は新しい製品を市場で小売することを禁止され、違反者は製品をラートに収公された。魚商アムトの一三六九年の規約書に比して、一三七六年のそれには、輸入された獣肉、小鱈などについてラートの先買権を記した条項が付加されている。*LZR*, SS. 204-207, 236, 423.

㊱ H. Mottek, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands*, I, Berlin, 1971, S. 187.

㊲ *CRS*. 19, S. 557. "raat dorch notrosticheit unde nutsamicheit der stad habben gesettet sunderlik schot to ghevende dem ammeten, to vorschote ene mark Lubesch unde hadden ok de matten wat groter maket" 租税 Schoß とは定率の財産税であり、Vorschoß とは財産の寡多に拘らず市民に一律に課されたもの。

㊳ *LUB*. IV, Nr. 326; Hartwig, *a. a. O.*, SS. 192-193. 八アムトとは食肉商、魚商、製パン商、金細工師、仕立工、毛皮工、鍛冶工、靴工である。

㊴ 食肉商は、高額租税の他に Latelgeld と称する一マルク六ペニヒの市有店舗使用料を毎年ラートに納入し、また新しく加入した仲間は一二シリングを別納せねばならなかった。

㊵ *CRS*. 19, S. 569. "de van den ampten, sunderliken de knokenhower, esscheden vele rechtes unde vryheit van den leden in den vlesscharnen"...leden とは市有店舗のことであり、これに対する強制権は、ラートの営業規制の槓杆をなした。例えば仲間の採用についても、市有店舗の新規利用者という観点から、市当局は監督権を行使した。

㊶ Brandt, a. a. O., S. 185.

㊷ *CRS*. 19, S. 570. "ner se wolden ere rechticheit und vryheit schriven laten in des stades book..." ブラントが指摘するように、「古き権利」にはラート会員資格などの法制上の権利も含まれていたと思われる。その故に都市台帳に記すことが必要となり、他方ラートはこれを強く拒否したのであろう。

㊸ Brandt, a. a. O., SS. 161-179. 四七人の内訳は商人三、食肉商一七、製パン商二、毛皮工二、製綱工二、麻織工、琥珀工、桶工、仕立工、靴工、各一、不明六。

㊹ 例えば琥珀工 H. Sarowe は数百マルク、食肉商 B. Scharbowe, G. Wittenborch, H. van der Molen 等も百マルク以上の財産額を示し、また大部分は市内に何某のレンテを所有していた。

㊺ 食肉商 H. Scharbowe, H. Ghultzowe, S. van der Haghen, A. van der Heyde, N. van der Wisch、製パン商 H. van Mynden、毛皮工 A. Synneghe, J. van Zoest 等はこの時期に俄に負債を増大させている。また H. Sarowe でさえ、一三八二年には負債償却のため所有地の一部売却を余儀なくされた。一三六〇年代に数百マルクに及ぶ商業を営んだ製綱工 N. Sternenberch も一三八三年には所有地を売却している。Brandt, a. a. O., SS. 169-176.

㊻ Postan, op. cit., pp. 218-221.

㊼ 本章、注㊷参照。

五、市民闘争の成立

(1) 問題の所在

一四世紀以来、慢性的な財政難に悩まされてきたリューベックのラートは、一四〇三年六月、消費税設置を提案し、市民の代表に協議を要請した。①当初、全アムトはこれを拒否したが、結局彼らのラートに対する誓約義務の廃止を条件に、市民側はこれに同意したのであった。他方、市の負債償却方法をめぐり、市民代表とラートの折衝が続けられた。一四〇五年六月、ラートは再びビール消費税等の新たな賦課に対する承認を求めたが、②市民側は同意せず、逆に市の負債額と過去一二年間の財政収支報告をラートに求めた。これを監査する中でラート財政に幾多の難点を見い出した市民は、財政改革のための代表として、一一月に全ゲマインデより手工業者をも含めた六〇人委員 Sechziger Ausschuß を選出した。③ここに至って、課税反対に端を発したラート財政批判運動は、全市民規模の反ラート闘争、即ち市民闘争へと展開してゆくのである。まずここに一四世紀の手工業者蜂起との差異が確認されねばならない。

さて、六〇人委員はラート市政一般を細目に亘って批判し、ラートに対する極度の不信を表明した。批判の中心はやはり財政であった。一四〇七年四月の批判書の冒頭にはかく記されている。「永年に亘り、リューベックの全ゲマインデは存命の、或いは過去のラートの市政によって重圧、負債、耐え難い損害を被り、そのため栄誉あるこの皇帝の市は把握不可能な損失を受け、永久的な欠乏に陥った。④」即ち、市民のラート財政に対する不信は、単にこの時点での課税によって惹起されたのではなく、より長期的且つ根本的なものであった。財政批判の内容は多岐に亘っているが、その根底には、財政におけるラート専決体制に対する反対という、根本的な制度批判が存在したと言えよう。⑤さらに全般的なラート寡頭制に対する批判と共に、市民闘争は市民自身の意志で市政を制御せんとする具体的な改革運動へと結実してゆくのである。一四〇六年二月、六〇人委員は一〇〇項目に及ぶ批判書をラートに提出し、その中で、従来ラートが独占していた行政官

僚に市民を加えることを要求した。三月にはいり、ラートはやむなくこれを承認した。しかしこうした手段では根本的な市政改革は容易でなく、一四〇七年、六〇人委員は遂にラート制度の改革を要求するに至った。その内容は、市民より選ばれた選挙人が手工業者をも含めた全市民からラート会員を選ぶこと、毎年改選すること等々であった。ラートは、皇帝の賜物たるラート制度を無断で変更すれば、帝国の信用を失い、市の特権と自由が損われる恐れありとしてこれを拒否したが、怒濤の如く迫る市民のラート制度民主化の要求に抗しきれるものではなかった。一四〇八年四月、かかる市民の圧力に身の危険を感じた一五人のラート会員は市外に亡命し、残留したラート会員も職を辞した。そして五月には新しい規定に基づき、全市民より、手工業者と商人半数ずつよりなる新ラートが選出された。かくて全市民を結集した反ラート市民闘争は、民主的ラートの成立に一応の帰結をみたのである。⑥

以上、新ラートの成立までの経過を述べたところで幾つかの論点を指摘できよう。まず、単なる課税反対運動が五年にも及ぶ制度改革闘争へと発展した背景を問うこと。それは次の問に連なる。即ち、何故手工業者層と商人層は、一元的な市民集団＝ゲマインデとして反ラート闘争を共に担うことができたのか。前世紀には手工業者の蜂起に対してラートを支持した商人層が、何故、今回は反ラート闘争の担い手として登場しているのか。幾つかの批判書に記された商人層のラート批判によれば、その基調をなしたのは、市の内外におけるリューベック商人の商業活動に対する保護政策が極めて不十分であるため彼らが大きな損害を被っていること、これに対する不満であった。⑦また批判書の随処に現われる商人の激しい反ラート感情をも併せ考えれば、ラートの市政が、商人層の利益保全、その営利活動の保護という従来の基軸から離れ始めていること、少なくともこの時点では、一四世紀における如く、ラート会員層とその他の商人層は一元的な支配者層ではあり得なくなっていること、この二点を指摘することができよう。では、商人層と対立したラート会員層とは如何なる社会範疇を占めたのか。以下、これを考察することによって市民闘争の背景、即ち一五世紀初の市民社会の構造的矛盾を剔出する。

(2) 都市貴族層の形成

Rufus 年代記は一四〇八年、ラート会員の市外亡命に際し、彼らと共に多くのユンカー junghe lude, juncheren が市を去ったと記している。[8] ユンカーとは当時のリューベックでは、上層市民のグループであるチルケルゲゼルシャフトの会員の呼称であった。そして、この会員(以下チルケルブルーダー、或いは単にブルーダーと記す)は、市民の攻撃によって崩壊した一四〇八年当時のラート会員二三人中、実に一八人を占めており、支配者層の中で一大勢力をなしていたのである。そこでまず、このチルケルゲゼルシャフトなるものの性格を明らかにしておかねばならない。

一三七九年、H. More, Darsow 兄弟等、九人の上層市民がカタリーネン教会に共同の礼拝堂を設け、ブルーダーシャフトを形成したのがチルケルゲゼルシャフトの創設であると言われる。[9] この九人中六人は前後してラート会員となった。彼らは当初よりユンカーという貴族的称号を公称とした。また、独自の紋章を用い、度々馬上槍試合を催し、さらに初期には禁止されていた騎士との通婚さえなしている。[10] こうしたチルケルブルーダーの貴族的生活様式の模倣、貴族に対する親和力の増大は、単に彼らの貴族階級への憧憬を示すばかりでなく、経済的基盤における両者の近似をも意味するものであった。

レーリヒは、かつてチルケルゲゼルシャフトを地代生活者集団と規定した。[11] W・ブレーマーは、成立期より一九世紀に至るまでのチルケルブルーダー四〇〇人余りについて、家格、財産等を調べあげているが、これによれば大部分の会員は不動産所有、然も都市境域外における大規模な村落、領地の所有をなしている。[12] また、一四世紀後半から、リューベック市民が騎士、諸侯から領地を買収したこと、或いは金融業務を営んだことを示す記録が都市台帳 Niederstadtbuch に頻出している。例えば、上記の Darsow 兄弟は一三八二年、騎士 Crumesse 家より計三二〇〇マルクを投じて五ケ村を購入し、さらに一四〇二年までに四五〇マルクを投じて二領地、一ケ村を購入している。[13] かかる例は枚挙に違なきところであるが、以下、これを、さしあたって問題となる一四〇八年のラートに列したチルケルブルーダーの場合に限定して述べ

てみよう。

C. Brekewolde は一三九九年、Labentzebe と Helle の領地を買収し、Lüchow 村を抵当所有した。[14] N. v. Stiten は Klinchrade に領地を有し、[15] R. v. Kalven は Großschenkenberg 村及び Stockeldorf 村の半分を所有したうえ、騎士 B. v. Plesse に対し一五〇マルクの債権を有した。[16] J. Pleskow は Prohnsdorf 村、Bovendorf 村、Röfing 村及び Elenstorp の六ヶ所の醸造所を所有している。[17] M. v. Dane は Eckhorst 村、Klein-Steinrade 村を、T. Junge は Kubendorf 村及び Fehmarn のレンテを所有した。[18] 名門 Crispin 家は早期より巨大な地主家族と化しており、Johan は父親 Segebodo より、ラッツェブルク、ラウエンブルクにおける総価値九〇〇〇マルクに及ぶ四ヶ村を相続した。加うるに、彼自身 Großsteinrade 村と Wulmenau 村の半分、Rodeshager の領地等を買い足している。[19] B. Warendorp 自身の不動産所有の記録は確認できないが、レーリヒは、Warendorp 家もまた一四世紀後半、Heinrich の時代から地主化し、その遺言状には数千マルクの不動産が記されていたと言う。[20] C. v. Alen は Lachsmer 村と Lasbeke 村を所有した。[21] 共にチルケルゲゼルシャフトの創設者であった Meteler 兄弟のうち、ラート会員 Heinrich に関する記録は欠如しているが、Johan は騎士 N. v. Buchwald その他に対して一〇〇四マルクの債権を有した。[22] 市長 H. Westhoff もまた騎士 W. Lützow に対して債権を有した。[23] 後に市長となる H. Rapesulver は、遺言状によれば少なくとも年収六一四マルク、即ち総価値一万マルク以上のレンテ所有をなし、加うるに、リューベック市自体からも、一一五九九マルクの融資によって年々七〇〇マルクの利子を得ていた。[24] 以上は彼らの不動産所有と金融業務の一部を羅列したに過ぎず、現実のそれは遥かに大規模であったと思われる。[25] 例えば、史料の性格上、本稿では考察できなかった市内の不動産に関するレンテ所有について、ブラントは次のように述べている。即ち、一四世紀中葉から、Warendorp, Crispin 等の、チルケルブルーダーの輩出する少数名望家が、大規模な投資によって急速にレンテの寡占を推進し、中小市民をレンテ市場より排除していった。[26]

このような市の内外における大規模な不動産所有に関して、ブラントは、これを富裕商人の余剰資本の一時的な商業か

らの引き上げであり、さらなる商業活動への貯えであったとする。(27) なるほど、そうした投資はリューベック史の初期より頻出している。しかし一四世紀後半以後のそれには、量的、質的な差異が認められるのである。上記の数千マルクから一万マルクに達する如き投資は、商業資本の余剰部分というより、寧ろその総体的な土地資本への転化と言えるのではないか。また、一三世紀までの投資が一般に、短期間の後に再び売却される散在的な地片を対象としたのに対し、一四世紀後半からのそれは、Darsow, Crispin 等の集中的な村落所有が示す如く、密集した地片、或いは隣接する数ケ村の長期的な所有を目的とするものであった。(28) さらに、そうした投資者は、購入した農村領域を穀物商業のために直接経営するということもなく、専ら貨幣化した地代 Pacht, pactum の収入源としてこれを利用したのである。(29) 加うるに、ラッツェブルク公領及び同領内の騎士 Crumesse 家の有するステクニッツ流域地方、さらにその南のラウエンブルクにも広大な土地を所有していた Darsow, Crispin, Schepenstede, Brekewolde, Warendorp 等は、買収に際してラッツェブルクーラウエンブルク公エリク三世よりレーエンスヘルとしての承認を受け、当該地の下級裁判権のみか、上級裁判権をも含む領主的権利を獲得していた。(30) かかる土地所有市民は、農民に対して封建領主と何ら異なるものではなかったのである。以上より、如上の上層市民＝富裕商人層は、一四世紀後半のリューベック商業の悪化、利潤率低下、商業規模の縮少等の事態に面して、蓄積した商業資本としての貨幣財産を流通から引き上げ、これをより安全な不動産所有に投じつつ、地代生活者化、或いは領主化していったものと考えることができよう。(31) 彼らは、余剰資本によって新たな商業のための生産を組織してゆく展望も持たず、そのための客観的条件も成熟していなかったのである。チルケルゲゼルシャフトとは、かかる上層市民のグループであった。

次にその社会的性格を考えてみよう。前章では論及しなかったが、実は一三八四年当時のラート会員二四人中、既に一一人はチルケルブルーダーの占めるところであった。しかしこの時点では、未だチルケルゲゼルシャフトよりラート会員を選出し、これを占有するまでには至っていなかった。この時期は寧ろ、ラート会員層が創設されたチルケルゲゼルシャ

フトに加入し、姻戚関係によって次第に上層市民の閉鎖的な集団を形成してゆく過渡期であったと言えよう。[32] さればこそ、手工業者の蜂起に対して、商人層とラートは尚、一致して処することができたのである。他方、ブレーマーによれば、一三七九―一四二八年の全チルケルブルーダー一五〇人中、四九人がラート会員であり、他に七七人が血縁者中にラート会員を有した。[33] 即ち一五〇人中一二六人は、なんらかの形でラート会員と関わりを持っていたのである。かくて、この期間にチルケルゲゼルシャフトは、ラート会員とその一族を結集したグループへと発展したのであり、換言すれば、チルケルブルーダーによるラートの占有が顕在化していったのであった。上記の四九人という数字は、この時期の全ラート会員のほぼ八割に相当するものである。以上のような支配者層の動向をふまえ、最後に一四〇八年当時のラート会員の社会的実態を個別的に考察することによって、市民闘争の背景を明らかにしてゆこう。

年代記に従ってラート会員を列挙しておく。[34] (1) Hinrich Westhoff (2) Goswin Klingenberch (3) Jordan Pleskow (4) Marquard v. Dame (5) Bruno Warendorp (6) Heinrich Meteler (7) Tideman Junge (8) Reiner v. Kalven (9) Hermen Westfal (10) Conrad v. Alen (11) Johan Crispin (12) Nicolaus v. Stiten (13) Hermen Siborch (14) Heinrich Rapesulver (15) Jacob Holck（以上一五名は全員チルケルブルーダーであり、一四〇八年に市外に亡命した。）(16) Arnd Sparenberch (17) Gerd Hohman (18) Albert v. der Brügge (19) Marquard Bonhorst (20) Conrad Brekewolde (21) Hans Schotte (22) Nicolaus Cropelin (23) Bernd Pleskow（以上八名中(20)、(21)、(22)のみブルーダーであり、全員、市内に残留した。）

(2)、(3)、(6)、(7)、(10)、(11)、(23)はラート会員を父親とし、うち(2)、(3)、(10)、(11)、(23)は門閥家の出身でもあった。例えば(2) G. Klingenberch の父親、兄弟、息子、従兄の四人がブルーダーであり、また相次いでラート会員となった。(3)、(23)の Pleskow 家は一四世紀後半から一五世紀初に、実に七人のラート会員及びその四人を含む八人のブルーダーを出している。(10) C. v. Alen はラート会員 E. More の娘を、(11) J. Crispin は同じくラート会員 B. Kerkering の娘を娶り、その二人の息子もブルーダーであった。(6) H. Meteler、(7) T. Junge は門閥出身ではないが、各々、名門 Warendorp家、

Swerting 家から妻を迎えている。

(5)、(8)、(15)はラート会員を義父とした。(5) Warendorp 家は最古の門閥の一つであり、一四世紀後半から一五世紀初に、五人のラート会員、及びその二人を含む四人のブルーダーが輩出した。[35] (8) R. v. Kalven の二人の息子もブルーダーであり、うち一人はラート会員となる。(15) J. Holck は、上記の J. Crispin とは義兄弟であった。彼の息子もブルーダーであり、門閥 Perzeval 家より妻を迎えた。

(13)、(18)は父親がラート会員であったことは確認できないが、いずれも門閥家に属す。

(1)、(9)、(12)は各々、門閥家より妻を迎えたことのみ明らかである。いずれもその息子、兄弟等はブルーダーであり、(9) H. Westfal の息子は後にラート会員となった。その他、(4) M. v. Dame は門閥 Klingenberch 家の Johan を婿とし、息子はラート会員 G. v. Attendorn の娘を娶っている。(19) M. Bonhorst は門閥 Hacheden 家の Heinrich を婿としたことのみ明らかである。[36]

以上を要すれば、その家格が判明した一八人中、一七人は、門閥出身者、又はこれと姻戚関係を結んでいた者、或いは少なくとも旧来のラート会員層との関係を有する者であった。また、彼らは他のラート家族との複雑な姻戚関係によって、相互密接に結合していた。例えば、この一八家族中に、四組の直接的、間接的な結びつきが認められるのである。[37] さらに、彼ら自身と同様、その兄弟、子息の殆どがチルケルブルーダーであり、後にラートに列する者も多かった。

序に述べたように、ピレンヌ、ブラント等は、ハンザ都市における支配者層の流動性、開放性、商人的性格の貫徹を説いたが、ブラント自身いみじくも指摘するように、それは飽く迄、独占的なハンザ商業組織の十全な機能を前提とするものであった。即ち、彼らの所説は、一四世紀前半までのリューベックの支配者層の現実ではあったが、一四世紀後半からの商況悪化と共に、ラートを構成した一部の富裕商人層は俄に地代生活者へと転身していったのである。それと同時に彼らは、Warendorp 等の古い門閥を中心に相互に結合しつつ、一五世紀初には一つの社会的勢力として、閉鎖的な支配者

集団＝チルケルゲゼルシャフトを形成し、半ば世襲的、同族的にラートを独占するに至ったのである。Rufus 年代記がチルケルブルーダーを「レントナー及び古い門閥」と記したのは、彼らのこうした性格を端的に表現したものであった。[38]

以上のような支配者層の収束運動は、他の商工業市民の台頭を排し、身分制的な固定化によってラート会員層としての自らの支配者的地位を強化せんとする地代生活者の、いわば非企業家的な指向性に基づくものであった。かかる支配者集団について、今や厳密な意味での、即ち身分的集団としての都市貴族の形成を語ることが許されよう。ヴェーバーは、身分制的集団を、独占と自由な営利機会の排除によって、自由な市場形成を阻止するものと規定した。[39] チルケルゲゼルシャフトに結集したリューベックの都市貴族的支配者層もまた、市場活動を中心とする商工業市民の自由な経営とその発展に対して、阻害要因をなすものであったと言えるのではないか。とすれば、そうした支配者層と商工業市民の経済的な利害対立が、彼らの身分制的固定化に伴う社会的軋轢と相俟って、両者の対立が激化することは不可避的であったと言えよう。ここに市民闘争への展望を得る。

(3) 市民闘争の成立

都市貴族層の形成とそのラート支配を明らかにしえた今、再度、これに対する商人、手工業者の対立点を明確化することによって、市民闘争への階梯を追わねばならない。

反ラート闘争の中核となった六〇人委員中、素性が判明する四三人の内訳は、ベルゲンファーラーが六人、ストックホルムファーラーが四人、スコーネンファーラーが六人、その他の商人が一一人、他の一六人は手工業者であった。[40] これより推測できるように、闘争に参加した商人層の中で、商人組合はかなりの重きをなした。例えば、ベルゲンファーラーの如きは、全体としてこの闘争に加わっているのである。このことは、当時の商業のありかたと無関係ではない。一四世紀後半から、個々の遠隔地商人の自由且つ大規模な商業が困難化するにつれ、特定の市場を対象として小規模で集約的な商業を営む商人組合（ファーラーコンパニー）が、リューベック商業における比重を増大させてきた。かかる商人組合を構

成したのは、ストックホルムファーラーを例にとれば、殆どが年間商額数十マルクから五〇〇マルク程度の中小商人であった。[41] またベルゲンファーラーの一四〇九〜一五二九年の一四〇人の遺言状によれば、彼らの財産規模も大半が中以下であり、最富裕者で四〇〇〇〜五〇〇〇マルク程度であった。[42] かくて、生来莫大な財を手にすることもなかった彼らは、不動産所有に投ずる剰余もなく、その小規模な資本の迅速な回転による組織的、効率的な商業活動に邁進する他はなかった。六〇人委員の W. Hoep, J. Crowel, H. Semme, J. Poling. J. Grove 等はいずれもこうした商人組合員であり、一五世紀初まで、小規模ながら規則的な商業活動を続けていることが確認されるのである。[43] しかしながら、一四世紀末より、ベルゲン、ストックホルム、フランドル、ノヴゴロド、英国など、商人組合の主たる市場のいずれにおいても商況は芳しからず、彼らの商業は困難を極めた。土着商人、権力の公然たる特権侵害、劫掠等に関する彼ら在外商人のリューベック市及びハンザ会議への報告書や苦情書の類が当時の史料を覆っている。[44] このような総体的な商業環境の変質期に、彼らが市当局の強力な商人保護政策を懇望したのは当然である。ところが、ラートは、その基盤を商業より疎遠にしつつあった都市貴族層の壟断するところであり、市政の民主的諸制度も既に消滅して久しいこの時期にあって、彼らの如き一般商人が市の政策をコントロールする手段は皆無に等しかったのである。この意味で、先に記した商人のラート批判は、持続的な商業活動をなす広範な商人層の立場を示すものであった。また、かかる事情より、彼らがまずラートの無為無策を批判し、さらにラート制度自体の改革＝民主化要求へと進んでいったことも首肯されよう。

一四世紀には孤立的な闘争と失敗を繰り返した手工業者層も、この闘争においては商人と同等の担い手であった。彼らの反ラート闘争の目的は、市当局による恣意的な賦課を排し、小経営者としての自由と権利を回復することであったと言ってよい。アムトを他市民から差別、分断するものであるとして、ラートに対する忠誠誓約を廃止させ、さらに食肉商の営業の自由の回復を要求したことなどは、これを示している。また、一四〇六年の批判書には、大商人による輸入原料の先買と買占めが、鞣皮工、毛織物工等、多数のアムトに大きな損害を与えているとの苦情が記されている。[45] 加うるに、魚

商アムトがこうした先買の禁止を要求したのに対し、ラートは自らの先買権を例外としたのであった。即ち、こうした先買等によるアムトの営業権侵害は、少なからず、都市貴族層のラート公権力を利用した臨機的、投機的な行為によるものであったと言えよう。[46] 前章で述べた、ラートの直接的な権力行使による手工業者支配は、そのまま都市貴族支配の一つの基盤にもなっていたのである。さらに、都市貴族層の不動産所有中に多くの手工業者の営業施設が含まれていたことも看過できない。しかもそれは、新たな生産関係を生み出すものではなく、買収した施設を高使用料を徴して手工業者に使用させるという、寄生的な形態のものであった。[47] ヴェンデン諸都市では、一四世紀後半から、醸造所、晒布場、製粉所等の重要な作業場についてかかる例が頻出しており、同時にそれらはリューベックと同様な反ラート闘争の中で市民の攻撃の的となっているのである。[48] かくて、都市貴族層の生産部門への寄生的な侵出と、ラート権力の恣意的な行使を背景とした営業権の侵害によって、手工業者もまた、自立的な小経営者としての存立と生産者としての発展を阻害されつつあったと言えよう。

以上が、商人及び手工業者の、各々の立場における都市貴族支配との対立点であるのに対し、闘争の発端となった財政紊乱に対する批判は、両市民層の反ラート共闘の懸橋であった。ヒッパートは、都市貴族支配の基盤の一つを、fiscal tyranny による財政的収奪と表現した。[49] その一つは、私腹を肥やすための恣意的な財政操作であった。先に述べた、市民のオリガルヒッシュなラート財政に対する根強い不信と批判は、同様な事情に基づくものであったと考えられる。財政収支を監査した市民が、財政逼迫はラート自身の責任である故、その私財をもって償うべきであるとし、また新ラートが、亡命したラート会員の財産及びチルケルゲゼルシャフトの共有地を没収してこれに充てたのは、その証左であろう。[50] その他、七万マルクもの市有レンテ売却、使節派遣費の異常な膨脹、貨幣鋳造、両替、酒蔵、牧草地等の市有施設、事業による収入の隠匿、全般的な収支報告の不明瞭さ、財政の私物化に対して批判が集中した。[51] また、十数年に亘る貨幣の悪鋳と造幣局長の恣意的な両替操作によって商人が被害を受けているとの苦情が頻出していることに注目すべきである。[52] 蓋し、

不動産所有と金融業で経済基盤を築きつつあった都市貴族にとって、貨幣業務は財政的収奪の恰好の手段であった。

財政的収奪の今一つは、手工業者に対する恣意的課税である。一四〇五年の製粉所使用料の増徴は、多く食料関係の手工業者を圧迫し、その反発を招いた。一四〇七―八年の市の歳入報告書には、製粉所収入は一六七五マルクという高額が記されている。[50] さらに同年、ラートは、負債償却のための特別税を主要アムトに要求した。[51] 先の報告書によれば、食肉商一五〇マルク、製パン商三九マルク、鞣皮工二一マルク、魚商二三マルク、織布工一八マルクなどの納入額が記されている。また、一四〇三年より新たに付加された消費税の重圧に喘がねばならなかったのは、第一に、既に下層民ほど負担度の大きい、租税 Schoß＋一律付加税 Vorschoß の税体系によって圧迫されていた彼ら市民大衆であった。かかる担税上の不公平に対する批判は苦情書に明記されている。[55] 以上より、手工業者は、一三七〇年代より一貫して市当局の財政的収奪に曝されてきたと言えるのである。

ここで、六〇人委員が繰り返し、ラート会員及び市民の市外における土地所有の禁止を、ラートに要求していることに注目しておこう。一四〇六年の批判書は、市境域外の土地所有は三年以内に放棄されるべしとしている。[56] それは、市外で領主化した都市貴族が絶えず市を封建諸侯との悶着に巻き込んだことにもよる。しかしフリッツェが指摘するように、この要求に籠められた市民の真の意図は、市の指導者層が地代生活者化、或いは領主化し、その経済基盤と利害が、彼ら本来的な小経営的商工業市民のそれより離反してゆくことに対する批判であり、換言すれば、市政を壟断しているそうした身分制的な支配者集団、即ち都市貴族層の経済基盤に対する攻撃であったと言えるのではないか。[57] さらに、こうした市民の批判は、領主化した一部のラート会員が、ランデスヘルに臣属しているという疑惑にまで連なっているのである。[58] 一四〇七年の批判書でも同様の要求が繰り返され、同年四月には、そうした市民の土地購入が禁止されたにも拘らず、ラート自身これを行なっていることが批判されている。[59] 畢竟するに、都市貴族層と他市民の産業、財政、行政の諸点に亘る対立関係の基底は、こうした両者の経済的指向性の相反に存したと言っても過言ではなかろう。その故に、商人と手工業者は、

市政を彼ら商工業市民の手に奪還し、それによって各々市民としての自立的な営為の存続と発展を図らんとする点において一致することができたのであった。[60] かかる市民闘争が、都市貴族寡頭制の権力装置と化したラート制度の民主的改革をその帰結としたのは、この意味で至極当然であった。そして、こうした改革の市民側の論拠となったのが、一二世紀の、ハインリヒ獅子公の付与になると言われる初期の、市民の代表機関としてのラート制度であったことは、決して看過すべきではなかろう。[61]

以上より、この市民闘争もまた、小経営的商工業市民の、経済的自立性と政治的平等性に基づく市民共同体の再建を指向するものであったと規定することができよう。彼らの要求書における、「全市民は、古き自由を享受することを望む」との表現は、市民の現実の意識におけるその投影に他ならない。[62]

① 以下、一四〇三〜八年の事実経過については *CRS.* 26, SS. 383–434. による。研究書としては C. Wehrmann, Der Aufstand in Lübeck bis zur Rückkehr des alten Rates 1408–1416, *HGBl.* 1878.

② ビール一樽につき一ペニヒ、また穀物一シェッフェルの製粉につき一ペニヒ、さらにこれを輸入する場合一ポンドにつき一〇ペニヒを納入すること。

③ *CRS.* 26, S. 388. 年代記は「リューベックの全ゲマインデは、老いも若きも、商人も大アムトも小アムトも全て共に集まり、これを選出した」と記している。"do sede Schotte van der 60 wegen: de gantze menheid van Lubek were thohope gewesen, beyde junghe lude und olde, de kopman unde all ampte, grot und luttich, und hedden sick thohope vorsekert." さらに一四〇八年には、市民側の全権委員として一六人が選出された。

④ *LUB.* V, Nr. 188. "Dorch grote beswarynghe, schaden, schulde unde undrechtlyke beschatinghe van menghen jaren, der gantzen meenheyt to Lubeke van deme regimente des rades dar sulven, nu leuendysch unde vorstoruen, darvan dees keiserlike erbare stad in vnbegrypelyken schaden vnde ewych vorderf ghekomen hedde…"

⑤ *CRS.* 26, S. 396; *LUB.* V, Nr. 157, 188.

⑥ 新規定によれば、全市民が商人（一部のレントナー即ち地代生活者をも含む）とアムトより六人ずつ一二人の選挙人を選び、この一二人が市民より同様の構成の一二人をラート会員に選出する。こうして毎年半数が改選され、被選出者は六〇人委員と市民の前で承認を受けねばならないとされた。*LUB.* V, Nr. 191.

⑦ 一四〇六年の批判書では、ラートが帝国より与えられた商業特権を十分に活用していないこと、ラートの怠慢によりヴィスマール、ロストックなど、メクレンブルク地方でリューベック商人が掠奪に曝されていることなどが指摘され、一四〇七年の批判書でも、ラートがスコーネンにおけるリューベック市民の特権維持や、トラーフェ、ヴァケ

ニッツ水路の保全に尽力していないとの批判がなされている。

⑧ *CRS*. 28, S. 45.

⑨ *LUB*. IV, Nr. 360. 九人とは B. Speigeler, G. Darsow, H. Darsow, H. Meteler, J. Meteler, M. van Dame, J. Holck, H. More, A. van der Brügge.

⑩ *LUB*. IV, Nr. 474; C. Wehrmann, Das Lübecker Patriziat, *HGbl*. 1872, S. 121 ff.; G. Fink, Die Frage des Lübeckischen Patriziat im Lichte der Forschung, *ZLGA*, 1938, SS. 275-276.

⑪ Rörig, Außenpolitische und innerpolitische Wandlungen in der Hanse nach Stralsunder Frieden, SS. 16-17.

⑫ W. Brehmer, Verzeichnis der Mitglieder der Zirkelkompanie, *ZLGA*. 5, 1888.

⑬ *LUB*. IV, Nr. 406, 408, 432.

⑭ *LUB*. IV, Nr. 688; Brehmer, a. a. O., S. 406.

⑮ *LUB*. V, Nr. 602.

⑯ Brehmer, a. a. O., S. 402; *LUB*. V, Nr. 92.

⑰ Brehmer, a. a. O., S. 399. Pleskow 家は全体として地主化しており、同じくこの時期にラート会員であった同族の Bernd も一三九一年に Nannedorp 村、Schönberg 村を五四〇マルクで購入している。*LUB*. IV, Nr. 548.

⑱ Brehmer, a. a. O., S. 395; *LUB*. IV, Nr. 673, 698.

⑲ *LUB*. IV, Nr. 363, 366-368.; Brehmer, a. a. O., S. 406.

⑳ Rörig, Das älteste erhaltene deutsche Kaufmannsbüchlein, in: *Wirtschaftskräfte im Mittelalter*, SS. 182-187.

㉑ Brehmer, a. a. O., S. 399.

㉒ *LUB*. V, Nr. 183.

㉓ *LUB*. V, Nr. 132.

㉔ Fritze, *Am Wendepunkt der Hanse*, SS. 130-131, 133.

㉕ 特筆すべきは、一三九九年にはチルケルゲゼルシャフト自体が Grinau 村など一二〇〇マルクの土地を購入している。*LUB*. IV, Nr. 684.

㉖ A. von Brandt, *Der Lübecker Rentenmarkt von 1320-1350*, Düsseldorf, 1935, SS. 17, 33-34. 尚、中世都市におけるレンテの性格については、ミッタイス・リーベリヒ（世良訳）『ドイツ法制史概説』昭和四六年、三〇八頁参照。

㉗ *Ebenda*, SS. 8-9.

㉘ E. Raiser, *Städtische Territorialpolitik im Mittelalter*, Berlin, 1969, S. 110; K. Fritze, Probleme der Stadt-, Landbeziehungen im Bereich der wendischen Hansestädte nach 1370, *HGBl*. 1967, S. 44. 例えば一三七九—一四〇六年の間に、ホルスタイン、ラッツエブルク、ラウエンブルクの一六村落が完全にリューベック市民の手に移っている。

㉙ Fritze, a. a. O., S. 52.

㉚ ラッツエブルク公領の土地購入については、*LUB*. IV, Nr. 366, 373, 376, 392. ラウエンブルクについては *LUB*. IV, Nr. 302, 319, 338, 606, 649. これらの領地購入に際しては「全ての所有権、用益権、支配権と共に」"mit allen eghendome, denste unde heerschop" などの条件が売却証書に記された。

㉛ この典型として当時ラート会員であった A. Sparenberg を挙げることができる。彼は一三七〇年代まで六〇〇〇マルクに及ぶ商業を続けていたが、八〇年代になって商業資本を九〇パーセント縮少し、これを不動産に投じていったのである。Koppe, *a. a. O.*, SS. 179-180.

㉜ この当時のラート会員、上層市民の実態については、Brandt, Die Lübecker Knochenhaueraufstände, SS. 137-146. 高村象平「一四

世紀後半リューベック市会の構成」（『三田学会雑誌』五三巻七号）参照。

㉝ Brehmer, a. a. O., SS. 394-412.

㉞ *CRS.* 26, S. 423. 以下のラート会員に関する論述は Brehmer, a. a. O., SS. 393-418. による。

㉟ Warendorp 家は Meteler の他、van Wickede, Morkerke, Tissenhusen 等の門閥、ラート家族と姻戚関係にあり、リューベック門閥層の中核的存在であった。

㊱ その他、⒇ C. Brekewolde は一四〇六年にラート会員となったことのみ明らかで、門閥・旧ラート会員との結びつきは確認できない。

㊲ Klingenberch と van Dame, Meteler と Warendorp（義理の父子）Crispin と Holck（義兄弟）、その他、Junge と Pleskow も間接的な結びつきを有した。

㊳ *CRS.* 28, S. 45. "vele junghelude, van den renteneren und den olden slechten…"

㊴ ヴェーバー（世良訳）『支配の諸類型』昭和四五年、二一一—二一七頁、ピレンヌやフリッツェは、都市貴族（パトリチアート）という概念を単に経済的最上層民という意味で用いているが、本稿ではそうした常に存在する都市の支配者層一般ではなく、特定の時期に、即ち都市の社会経済構造の変質期に出現する、身分制的な支配者集団としての都市貴族を捉えようとする。

㊵ *CRS.* 26, S. 393; R. Barth, *Argumentation und Selbstverständnis der Bürgeropposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters*, Köln, 1974, SS. 387-391. バルトによれば、この他に三人のレントナーが加わっていた。

㊶ Koppe, *a. a. O.*, S. 125. 本稿第三章参照。

㊷ Bruns, *a. a. O.*, SS. CXLII～CXLIII.

㊸ Koppe, *a.a. O.*, SS. 192-194. 因みに、ストックホルム・ファーラーで地代生活者化が確認されるのは A. Sparenberg と B. Pleskow のみであり、ベルゲン・ファーラーで一五三〇年までにチルケルブルーダーとなったのは、一五世紀中葉の二人のみである。

㊹ その一部を示せば、一四〇六年にベルゲンファーラーはスルイス及びベルゲンの住民によって商船の掠奪を受け、一四〇七年にはベルゲンで英国商人との衝突があった。*HUB.* IV, S. 376, V, SS. 388, 396. スコーネン、ベルゲンのスターペル権は、この頃頻繁に英国商人による侵害を受けた。デンマークでも、カルマル連合の盟主マルガレーテは、ハンザ特権を承認したにも拘らず、一三八〇年代より度々ハンザ商人を圧迫した。*HUB.* IV, S. 389; *HR.* IV, S. 391. ブリュッゲのハンザ商人は、一四世紀末から一五世紀初に、大規模な私掠船団によって劫掠を受け、さらにフランドル諸都市自体による特権侵害も頻発した。*HUB.* IV, SS. 377-378, 381, V, SS. 419, 431, 520, *HR.* V, S. 427. その他、第三章参照。

㊺ *CRS.* 26, S. 400.

㊻ 既に一四〇四年に、こうした先買をめぐって市当局と魚商の間に争いが生じている。このような都市貴族の行為については商人も繰り返し批判している。CRS. 26, SS. 399, 401.

㊼ Vgl. Planitz, *a. a. O.*, SS. 264.

㊽ Vgl. K. Fritze, Keimformen der kapitalistischen Produktionsweise in wendischen Hansestädten zu Beginn des 15 Jahrhunderts, *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1965, T. IV, SS. 200-201. リューベックでも都市貴族層のビール醸造業への寄生的侵出は顕著であった。H. Albrecht, Die Lübecker Braugewerbe, *ZLGA*. 1915, SS. 66-68, 84-85.

㊾ A. B. Hibbert, The Economic Policies of Towns, in: *Cambri-*

dge Economic History of Europe, III, London, 1963, pp. 205–206.

(50) *LUB.* V, Nr. 222, 257, 259.

(51) 例えば、一四〇七―八年の歳入報告では不明、或いは過少に記されていた貨幣鋳造収入、両替、酒蔵収入を明らかにすべきこと、過去一二年間の財政収支報告書に貨幣業務の収入が全く記されていないこと、市有施設からの収入及び租税収入が少なく報告され、逆に市の負債額が誇張されていることなどが、六〇人委員によって指摘された。加うるに、ラート会員の私邸で財務が執られていることが批判され、財政はラートハウスで公開裡になされるべきことが要求されている。*CRS.* 26, SS. 403–405; *LUB.* V, Nr. 188; *CRS.* 26, S. 396.

(52) *LUB.* V, Nr. 188; *CRS.* 26, SS. 405, 409.

(53) *LUB.* V, Nr. 184.

(54) *CRS.* 26, S. 385.

(55) *CRS.* 26, S. 409.

(56) *CRS.* 36, S. 397. "Des begere wy unde willen, dat ein jewelik, he sy, woll he sy, de lantgut hebben buten der lantwere, dat sy egen edder vorpandet, dat he sick des quit maken binnen 3 jaren, wente dusse stat in grote beswerunge kamen is umme des lantgudes willen…"

(57) Fritze, Probleme der Stadt-Landbeziehungen, SS. 57–58.

(58) *CRS.* 26, S. 399.

(59) *CRS.* 26, S. 413; *LUB.* V, Nr. 188.

(60) 当然ながら、市民の批判対象は、ラートのみならず、これと一体化していたチルケルゲゼルシャフトでもあった。市外に亡命したラート会員が全員ブルーダーであったこと、彼らと共に多くのブルーダーが市を去っていること、新ラートが彼らの共有地を没収したことなどはその証左である。六〇人委員に二人のブルーダーが加わっているのは、何らかの個人的事情によるものと考えるべきだろう。

(61) *CRS.* 19, S. 21, *CRS.* 26, S. 433.

(62) *CRS.* 19, S. 399. "begeren juwe gemenen borger, by der olden vryheid tho blivende."

六、おわりに

一四〇八年に成立した新ラート及び六〇人委員による市政について、史料は多くを語っていない。ただ、財政再建と商業保護に関しては、幾つかの実績を示している。大胆な処置による負債整理、レンテ買戻し、諸侯の侵攻に対する防備、周辺の水路、陸路の安全確保、外地の特権回復などに心血が注がれた。①

他方、亡命した旧ラート会員は、旧体制の復活を目論み、皇帝ルプレヒトに接近し、リューベックに対する帝国平和喪失 Reichsacht を宣告せしめた。② 次いで一四一〇年、ジギスムントが帝位に即くと、旧ラートはこれに取り入って正当な

ラートとしての承認を得たが、具体策が講じられることはなかった。逆に、貨幣不足に窮していたジギスムントは、新ラートに対し、二四〇〇〇グルデンの納入を条件に彼らの地位と帝国特権の承認、アハトの撤回を提案したのであった。③しかし、かかる巨費の調達は彼らのなしうるところではなかった。激したジギスムントは再びアハトを宣告し、同時に旧ラートに扇動されたデンマーク王エリク七世も、スコーネンにおいてリューベック商人の劫掠を始めた。絶対的な窮地に立った新ラートは、一四一六年、やむなくヴェンデン諸都市の決議に従って旧ラートの復帰に同意し、六〇人委員は解散した。ここに旧体制は復活する。④

かくて、新ラートは成立以来、種々の外圧との苦闘の中で一日として寧日なく、その崩壊まで殆ど独自の市政改革を実行する余裕を持たなかったと言いうる。しかし、手工業者をも含めたこの新ラート、及び市民意志の伝達組織としての六〇人委員は、それ自体、市民闘争の重要な成果であった。一四一八年、リューベックにおけるハンザ会議は、以後、ラートに対する叛乱を、重罰とハンザからの追放によって厳しく戒める決議をなした。⑤それは、ヴェンデン都市の一連の反ラート闘争の一応の終焉と、超都市的に団結した都市貴族層を中心とする旧体制の勝利を意味するものであった。

最後に、リューベックにおける手工業者の蜂起と市民闘争を、都市構造史における転換期として位置づけ、展望を付しておく。

第二章で述べた、一三世紀の本来的な中世都市体制、即ち、小経営市民の経済的自由と政治的同資格性に基づく都市体制の維持こそ、封建社会における中世都市民の階級的発展の前提であった。同時に、それは中世都市の政治的力量が、最大に発揮された時期でもあった。かかる都市体制は、一四世紀後半以後、商人の手工業者支配、さらに都市貴族寡頭制の進行の中で崩壊する。こうした新たな支配と収奪に対する手工業者、そして市民各層の闘争は、如上の都市体制の再建をめざすものであったと言えよう。

しかし、こうした運動は何れも頓挫し、都市貴族寡頭制は益々顕著となってゆく。領邦的細分化が進むドイツでは、都

市が、一五、六世紀以降、尚強力な政治的、経済的共同体として存続してゆくには、周辺地の領域支配を伴う強固な都市国家として自らを防備し、その中で新しい生産体系を備えた近代都市へと質的転換を遂げる他はなかった。⑥しかし、都市貴族は、個人的な土地所有を拡大しつつも、市のための体系的な領域政策にはなんら留意することなく、⑦その市政は目先の利に捉われた自己保身の術へと堕していった。そして、恟々として政治問題に関わることを避けた彼らにかわって、北ドイツにおける国制上の主導権を掌握したのは、ブランデンブルク辺境伯をはじめとする領邦諸侯であった。

さらに、小経営市民の共同体としての都市体制の維持を困難にした今ひとつの問題に言及しておかねばならない。ハンザ都市においても、他都市同様、一五、六世紀には、各市民層内部の財産的分解が顕著となる。その結果、市民闘争の担い手であった自立的な商工業者は激減し、市民権を持たぬ下層民 Plebejerschicht が著しく増加した。リューベックにおいても、一四六〇年頃には、かかる下層民は全体の五〇パーセントを上回った。⑧そして、中世都市体制崩壊の第二段階とも言うべき、このような市民層内部の分裂と下層民の増大は、宗教改革時代の反ラート闘争を、広範な市民層を結集した市民闘争として確立し、その成果を結実させることを極めて困難にしたのである。⑨そして、一方では対外戦争における敗北、他方で市内に鬱積する市民の不満、絶えざる紛争、全体として封建社会における政治的力量の低下、これがリューベック及び、多くのドイツ都市の末路であった。

以上より、一四世紀末〜一五世紀初のリューベックにおける手工業者蜂起と市民闘争は、本来的中世都市体制の再建をめざす、一致した層としての市民の最後の運動であり、この意味で、都市構造史における一つの大きな転換期を象徴する事件であったと結論できよう。

リューベックの考察より得たこの結論が、他都市においては奈辺まで妥当するのか、これは今後の課題ではある。早期に封建的束縛を脱したリューベックとは異なり、多くの西ヨーロッパ都市では、闘争は内外の封建権力との絡まりによって遥かに複雑な様相を呈するものであった。しかし、かかる闘争も、広く市民闘争としての観点から考察すれば、リュー

ベック同様の構造的な転換期を把握することができるのではないだろうか。

① *LUB.* V, Nr. 167, 188, 194, 195, 289, 294, 295, 336, 344, 349, 369, 421, 427. 一四一〇年には、ハンブルク、ヴィスマール、ロストックにおいても、アムトを中心にリューベックと同様の市政改革運動が生じ、新しいラートが成立した。同年四月にリューベックの新ラートは、ヴィスマール、ロストックと五年間の相互防衛を目的とする同盟を結成し、一四一四年にはハンブルクも加盟した。

② *LUB.* V, Nr. 207, 222, 257, 259.

③ *LUB.* V, Nr. 388, 530–534, 547 ; Hrsg. von D. Kerler, *Deutsche Reichstagsakten*, Göttingen, 1956, Bd. 6, S. 257.

④ *LUB.* V, Nr. 581, 583. その際、新ラートの五人が復帰した旧ラートに加えられるなど、旧体制の復活はかなり妥協的でもあった。この後、他の三市でも、まもなく旧体制が復活した。

⑤ W. Bode, Hansische Bundesbestrebungen in der ersten Hälfte des 15 Jahrhunderts, *HGbl.* 1919–21, SS. 227–228.

⑥ M. V. Clarke, *The Medieval City State*, London, 1966, p. 167.

⑦ Raiser, *a. a. O.*, S. 158. リューベックでは商工業の保護を考慮した集中的な領域政策は一七世紀まではなかった。ライザーは、この点をツンフト革命の成功したチューリヒの大規模な領域政策と対比させている。

⑧ Brandt, Die gesellschaftliche Struktur des spätmittelalterlichen Lübeck, in; *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, SS. 222–231. 彼らは、主として日傭、手工業職人、ルンプロ的浮浪者など、非自立的市民であった。

⑨ Dollinger, *a. a. O.*, SS. 417–425. 例えば、一五世紀以降も手工業者の状態は全般に悪化していったにも拘らず、彼らが一四世紀における如く一致して運動を展開することができなかった原因の一つは、彼ら内部の階層分化の進行にあると思われる。一五二六年に始まる反ラート、反都市貴族闘争の結果成立した新ラートも、ドランジェが述べているように、広範な市民層の利害と支持に基づいて強力な政策推進をなすことができず、市長ユルゲン＝ヴッレンヴェーファーの常軌を逸した外交政策と戦争の失敗は、改革の挫折のみならず、北欧におけるリューベックの地位低下の発端をも招来したのである。

（京都大学大学院生・　　）

Rinden-landwirtschaft, d. h. der eigenartigen, von der *Yakihata*-焼畑 landwirtschaft entwickelten Wechsellandwirtschaft, her.

In dieser Abhandlung entwerfen wir nicht nur ein greifbares Bild der Rinden-landwirtschaft, sondern auch prüfen wir ihre Bedeutung für die Entstehung des mittelalterlichen Grundbesitzes auf Grund der folgenden Fragestellungen über: d. h. welche Bedeutung die Rinden-flur von der Flächengröße der neuen Waldurbarmachung ausgemacht hat, wie eng und organisch sie sich mit der Arbeitsteilung und dem Tauschhandel verbunden hat, und was für eine Stellung sie für die Entfaltung des kleinbauerlichen Betriebs und der patriarchalischen Grundherrschaft eingenommen hat.

Daraus ergibt sich, daß die Rinden-landwirtschaft eine wichtige Veranlassung zur Entstehung der flachen Grundherrlichkeit, sowohl als zur Entwicklung der Dorfgemeinde, seit dem 10. Jahrhundert gegeben hat.

Der Bürgerkampf in Lübeck im Spätmittelalter

von

Yoshihisa Hattori

Der sogenannte Zunftkampf ist ein wichtiges Ereignis, das einen Wendepunkt der Verfassungs-, Sozial-, und Wirtschaftsstruktur der Stadt im Mittelalter bezeichnet. Trotzdem haben die bisherigen Forschungen seine Wichtigkeit nicht genug abgeschätzt. In diesem Aufsatze untersuche ich die Aufstände von den Handwerkern und Händlern gegen den Rat in Lübeck im Spätmittelalter aus dem neuen Standpunkt.

Nach dem Stralsunder Frieden von 1370 kamen die Tendenzen der Stagnation im Lübeckischen Handel zur Erscheinung. In dieser flauen Konjunktur um ihren Betrieb zu schützen, schränkten die reichen Händler den Handwerkern ihre Rechte auf Betrieb ein und erlegten ihnen willkürliche Steuern durch öffentliche Amtsgewalt des Rates auf. Am Ende des 14. Jahrhunderts standen die Handwerker gegen solche Drücke auf. Ferner, seitdem wurde allmählich ein Teil von den Händlern zu Rentner durch vielfältige Güterkäufe. Bis zum Anfang des 15. Jahrhunderts hatten sie eine geschlossene patrizierhafte Gruppe zusammenge-

setzt und monopolisiert den Rat. Darum in 1403 trat der Bürgerkampf einschließlich der Händler und Handwerker gegen diese oligarchische Patrizierherrschaft ein und in 1408 wurde ein neuer demokratisierter Rat aufgebaut. Diese beiden Kämpfe zielten auf die Rekonstruktion der Stadtgemeinde in früherer Zeit, wo die Bürger die politische Gleichheit und die Betriebsfreiheit erhalten hatten.